

Ⅱ 産科病棟の実態

1. 病棟の現状

医療施設において、正常な出産をする妊産婦が、婦人科の患者、もしくは、産婦人科系とは全く違った他科の患者といっしょの病棟にいることには問題がある。

わが国ではほとんどの医療施設で、産科は婦人科とともに産婦人科として扱われ、他科と何ら異なることのない一診療部門として考えられてきたために、産科病棟のあり方はきわめて問題が多い。

昭和43年度厚生科学研究による、「産科並びに新生児病棟における看護管理に関する研究」の分担研究である、「総合病院の産科棟の位置施設設備および、看護管理¹⁾」の調査結果と、今回の結果を比較しながらすすめていこう。

(1) 産科看護単位の構成

まず、産科看護単位の構成をみてみた。

産科の業務だけを扱う「産科独立病棟」。婦人科といっしょになっている「産婦人科病棟」。他科のなかに産科がある「混合病棟」の3つが、産科看護単位の構成として考えられる。

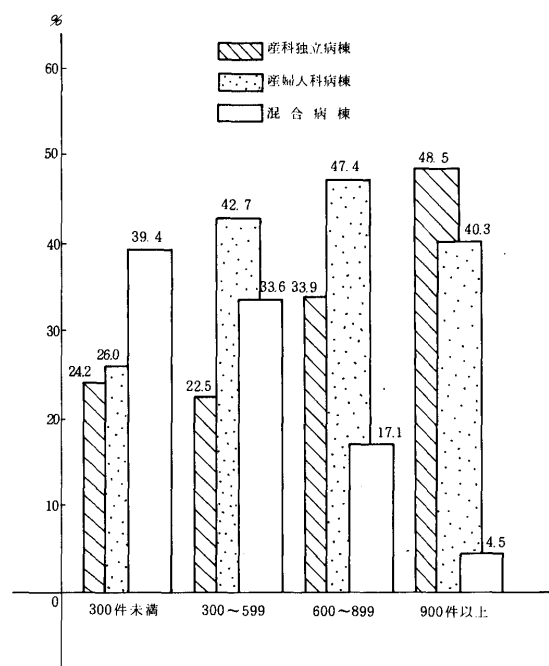
昭和43年の時点と比較すれば、「産婦人科病棟」「混合病棟」の占める割合は減少し、「産科独立病棟」は増しているものの、全体の3割程度であった〔表Ⅱ-1〕。

〔表Ⅱ-1〕産科看護単位の構成

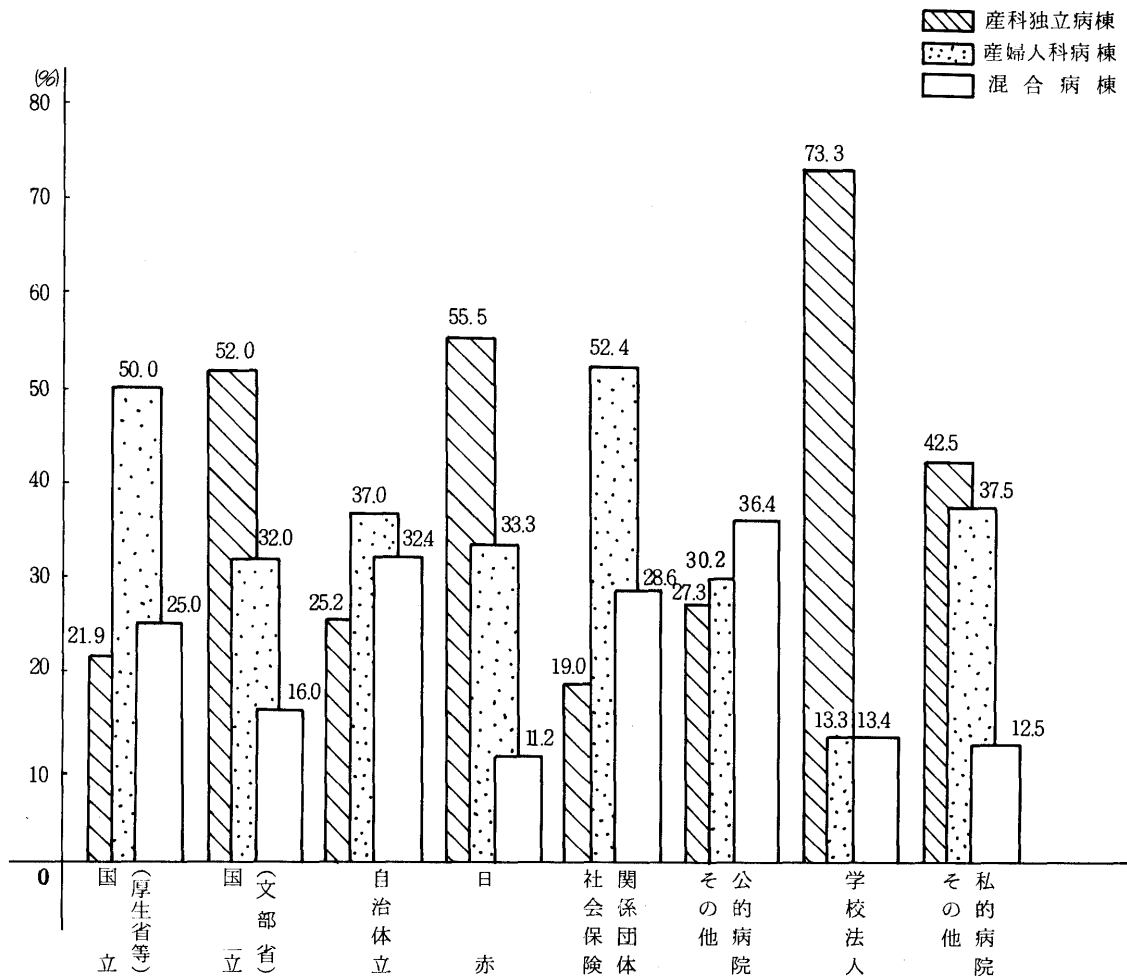
産科看護単位の構成	比 率 (%)	
	昭和52年	昭和43年
産科独立病棟	30.4	20.0
産婦人科病棟	38.4	41.0
混合病棟	26.7	38.2
不明	4.5	0.8

設置主体別にみると、「産科独立病棟」の割合が高いのは、「学校法人」「日赤」「国立(文部省)」で、いずれも50%以上であった。「産婦人科病棟」の割合が高いのは、「社会保険関係団体」「国立(厚生省等)」であった〔図Ⅱ-1〕。

年間分娩件数別にみると、分娩件数が多いほど、「産科独立病棟」をとりやすい。年間分娩件数が「900件以上」の時、その約5割が「産科独立病棟」であった。「300件未満」の場合は、その4割が「混合病棟」であった〔図Ⅱ-2〕。



〔図Ⅱ-2〕年間分娩件数別産科看護単位の構成



〔図Ⅱ-1〕 設置主体別産科看護単位の構成

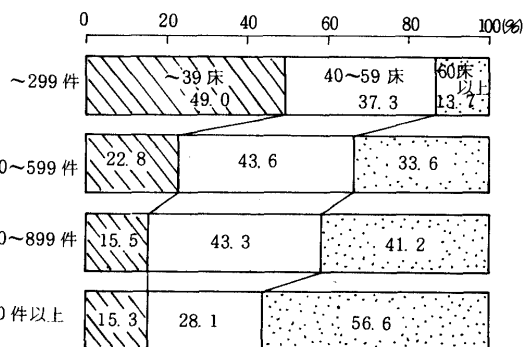
(2) 産科看護単位の病床数

産科看護単位の病床数は、「50～59床」の占める割合が最も大きく、18.8%であった〔図Ⅱ-3〕。

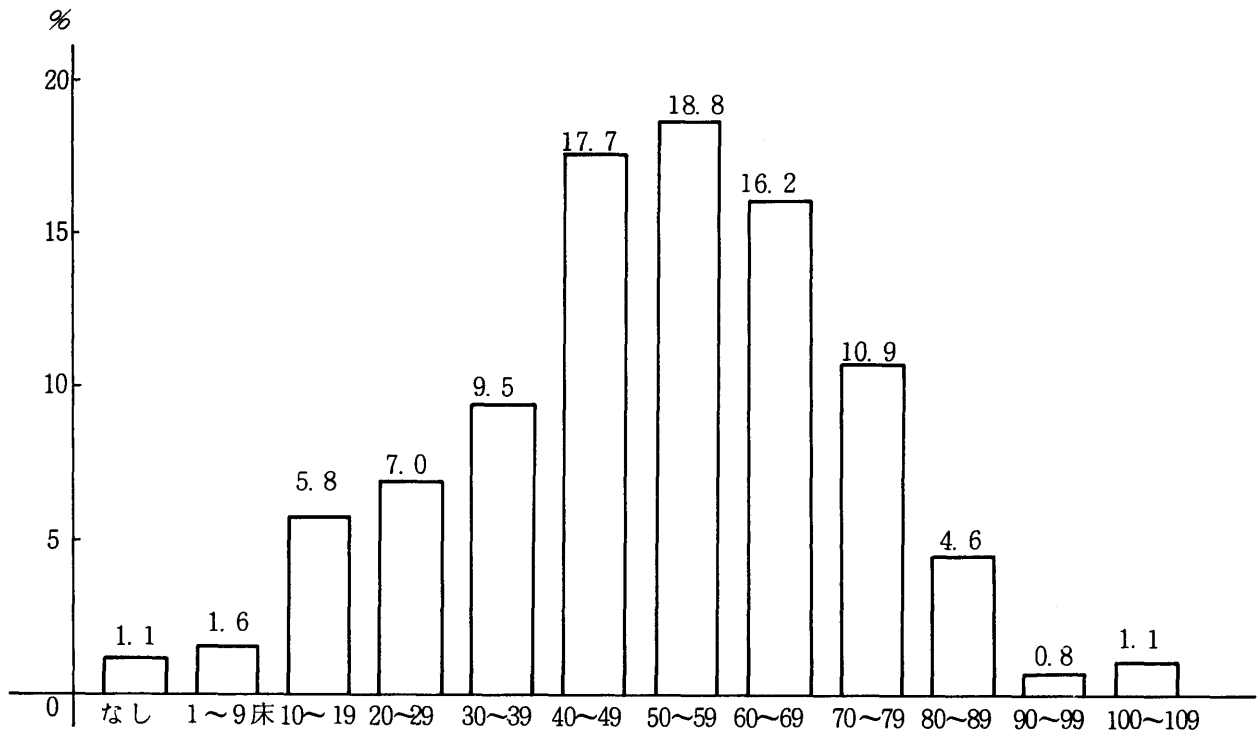
平均病床数は、52.1床であった。産科看護単位の構成別の平均病床数は、「産科独立病棟」44.4床、「産婦人科病棟」52.4床、「混合病棟」60.4床であった。

病床数は、分娩件数と関連がある。年間分娩件数が「300件未満」の施設の約半数が、病床数「40床未満」の施設であったが、「900件以上」の

施設の約6割は、病床数「60床以上」の施設で占められていた〔図Ⅱ-4〕。



〔図Ⅱ-4〕 年間分娩件数別産科看護単位病床数



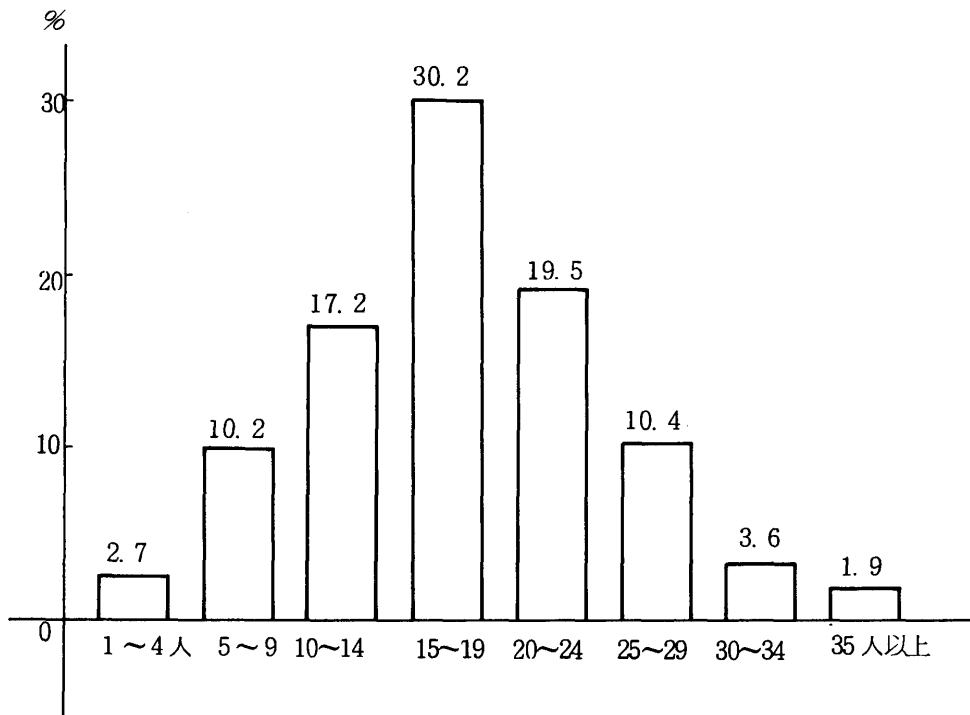
〔図Ⅱ-3〕産科看護単位の病床数

(3) 産科看護要員

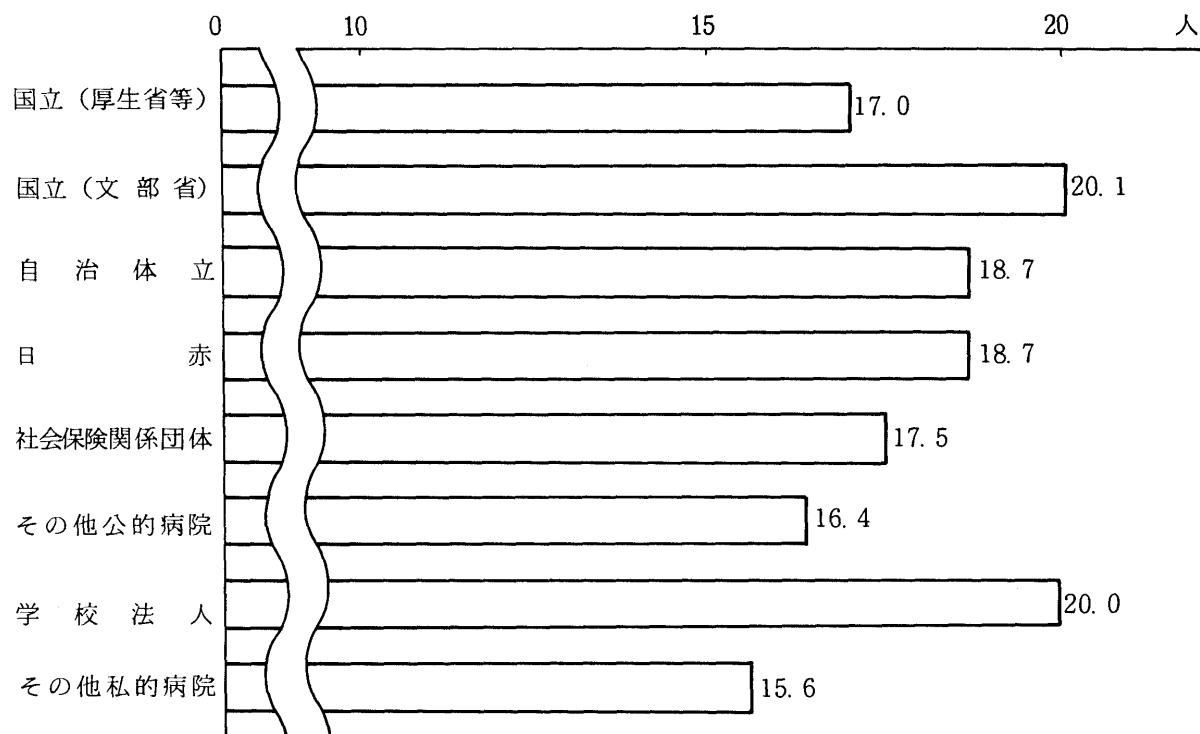
合が最も大きく、30.2%であった〔図Ⅱ-5〕。

産科看護要員総数は、「15~19人」の占める割

平均産科看護要員総数は、17.7人であった。



〔図Ⅱ-5〕産科看護要員総数



〔図Ⅱ-6〕 設置主体別平均産科看護要員総数

設置主体別に、平均産科看護要員総数をみると、「国立(文部省)」「学校法人」が、それぞれ20人で、他のいずれよりも多い〔図Ⅱ-6〕。

年間分娩件数別に平均産科看護要員総数をみると、「600件未満」までは、順を追って増加の傾向を示しているが、それ以上、分娩件数が増しても、産科看護要員総数はあまり変化はなかった〔図Ⅱ-7〕。

これらの産科看護要員がどのような職種から成っているかをみていこう。

「助産婦・看護婦または准看護婦・助手」という編成のタイプが61.9%で最も多かった。次が助産婦・看護婦または准看護婦」という編成で23.8%であった。昭和43年の時点では、前者のタイプが8割近くを占めていた〔表Ⅱ-2〕。

助産婦が“看護婦・准看護婦”とともに産科看護単位で働いているタイプでは、産科看護要員総

〔表Ⅱ-2〕 産科看護要員の編成

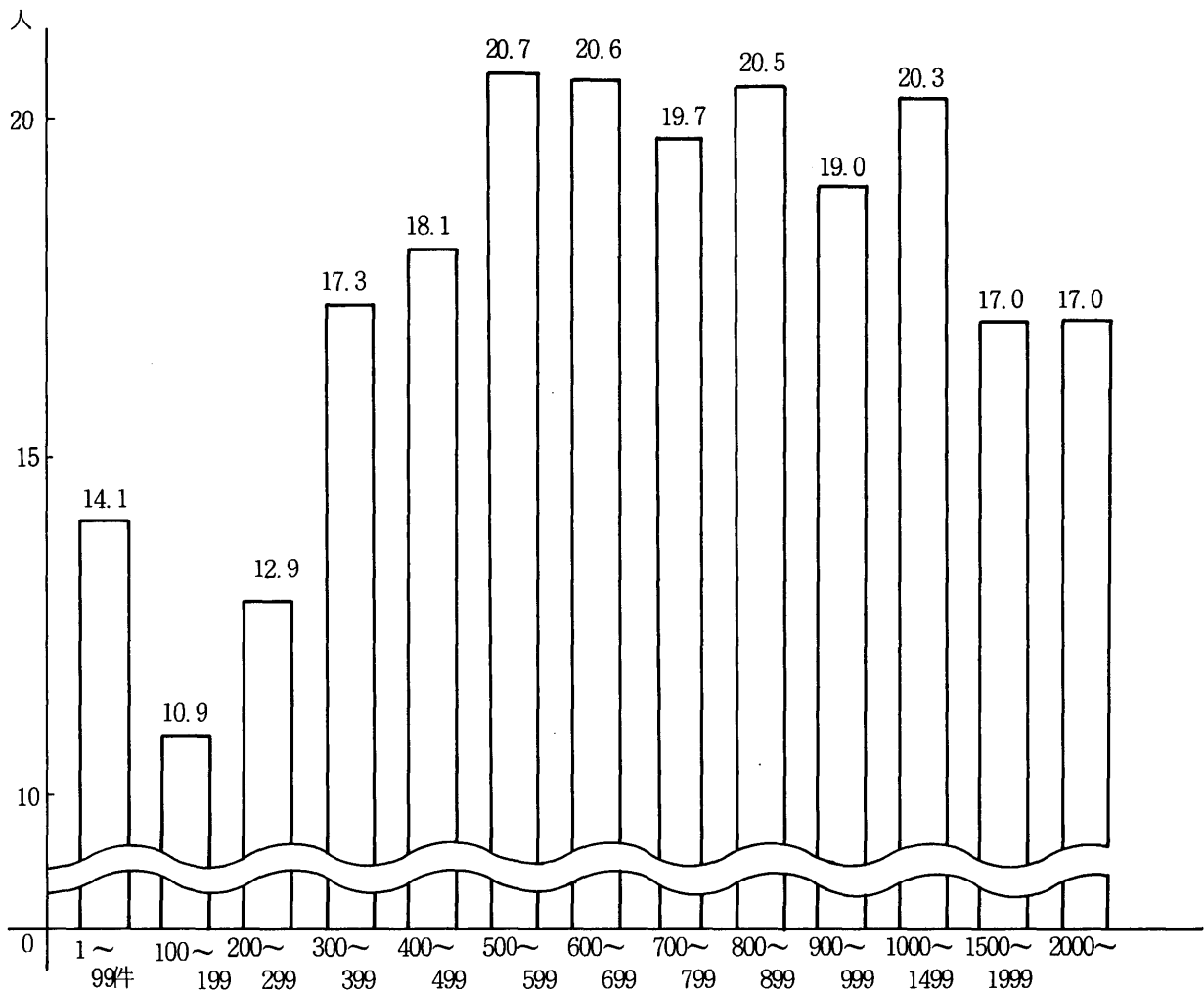
産科看護要員の編成	比 率 (%)	
	昭和52年	昭和43年
助産婦	2.4	4.2
助産婦・看護婦 または准看護婦	23.8	14.6
助産婦・助手	6.8	4.2
助産婦・看護婦また は准看護婦・助手	61.9	77.0
看護婦また は准看護婦	0.4	—
看護婦または准 看護婦・助手	0.5	—
そ の 他	4.2	—

数の人数が多い〔図Ⅱ-8〕。

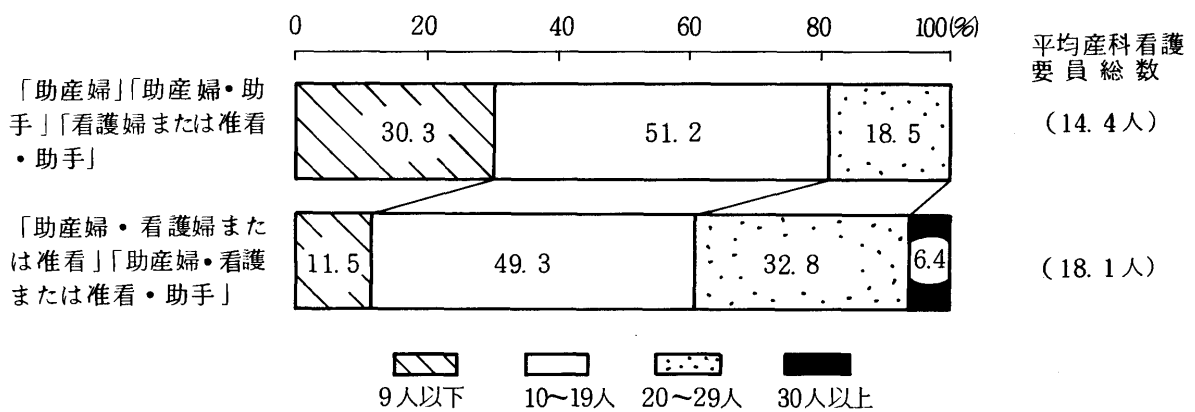
次に、産科看護要員のなかの助産婦についてみてみよう。

産科病棟の平均助産婦数は、8.0人であった。

設置主体別に平均助産婦数をみると「国立(文部省)」「国立(厚生省等)」に助産婦数が多い〔図Ⅱ-9〕。

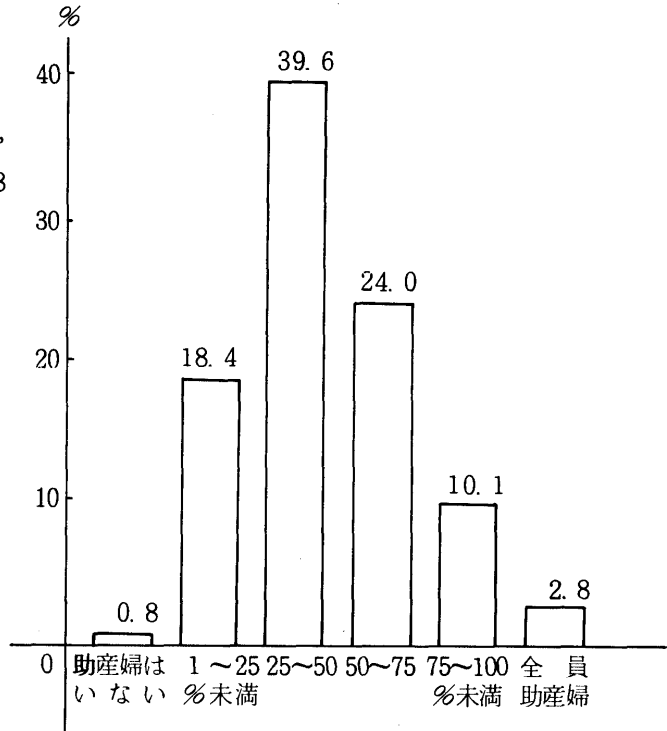


〔図Ⅱ-7〕年間分娩件数別平均産科看護要員総数

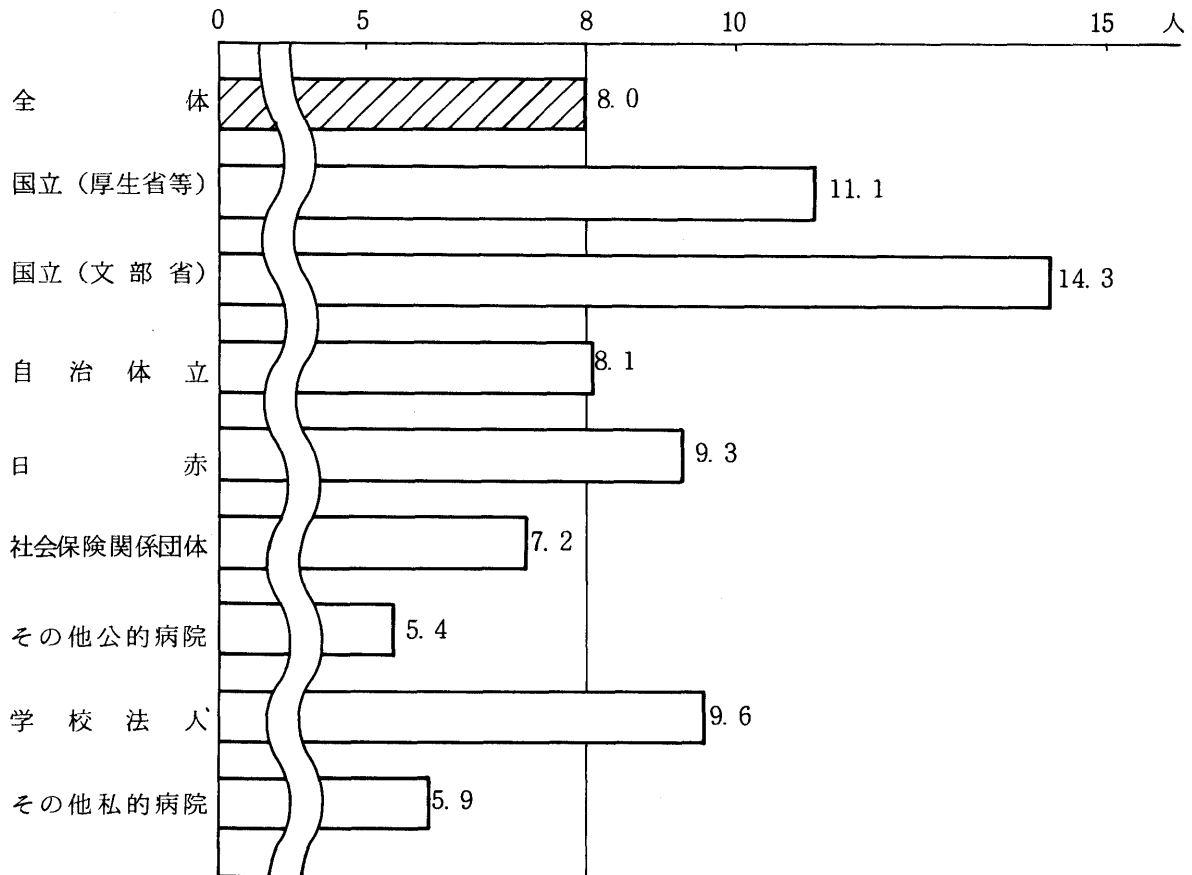


〔図Ⅱ-8〕産科看護要員の編成別産科看護要員総数

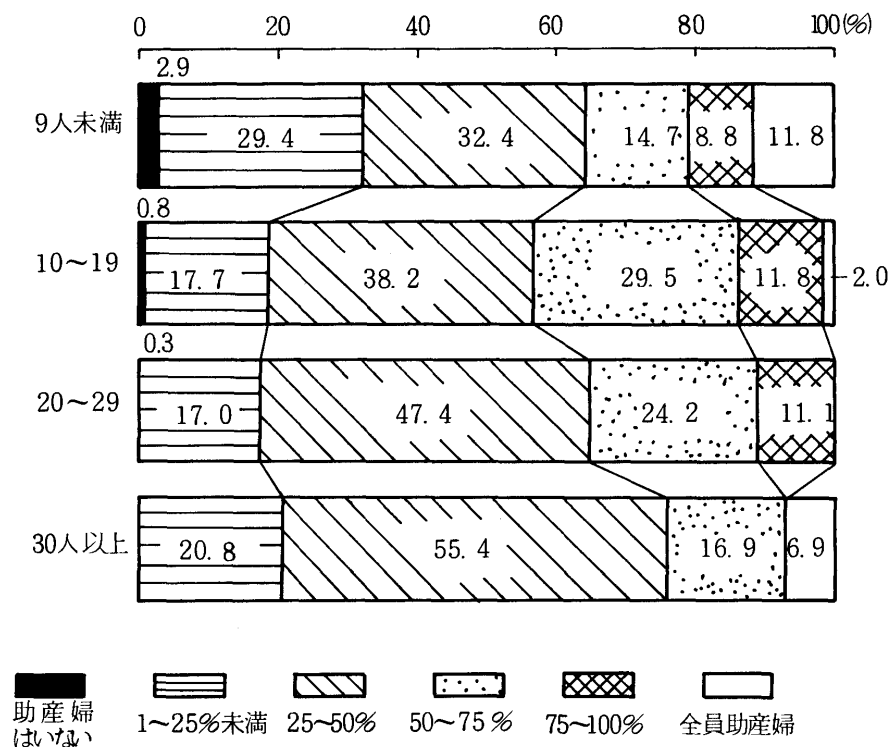
産科看護要員中の助産婦の割合は、「25～50%未満」という施設の割合が最も大きく、39.6%であった。助産婦が全くいない施設が0.8%あり、産科看護要員が全員助産婦であるという施設が2.8%あった〔図Ⅱ-10〕。



〔図Ⅱ-10〕 産科看護要員中の助産婦の割合



〔図Ⅱ-9〕 設置主体別平均助産婦数



〔図Ⅱ-11〕看護要員総数別助産婦比率

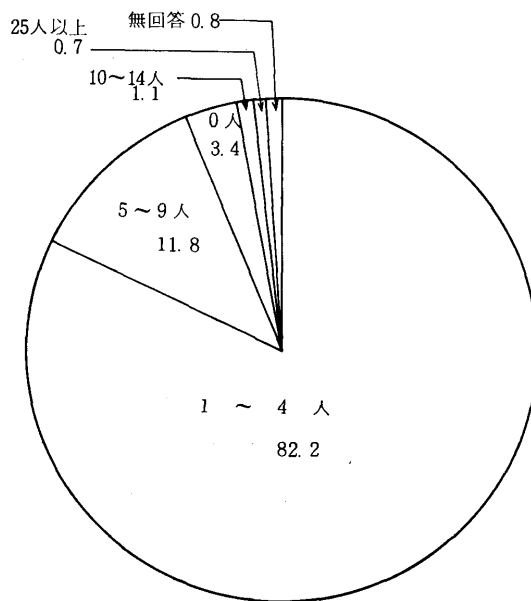
産科看護要員総数別に助産婦比率をみると、産科看護要員数「10~19人」の施設では、産科看護要員に占める助産婦の割合が高い。「10~19人」より産科看護要員数が多くても、少なくとも助産婦の割合は低くなっているようだ〔図Ⅱ-11〕。

(4) 産科医師

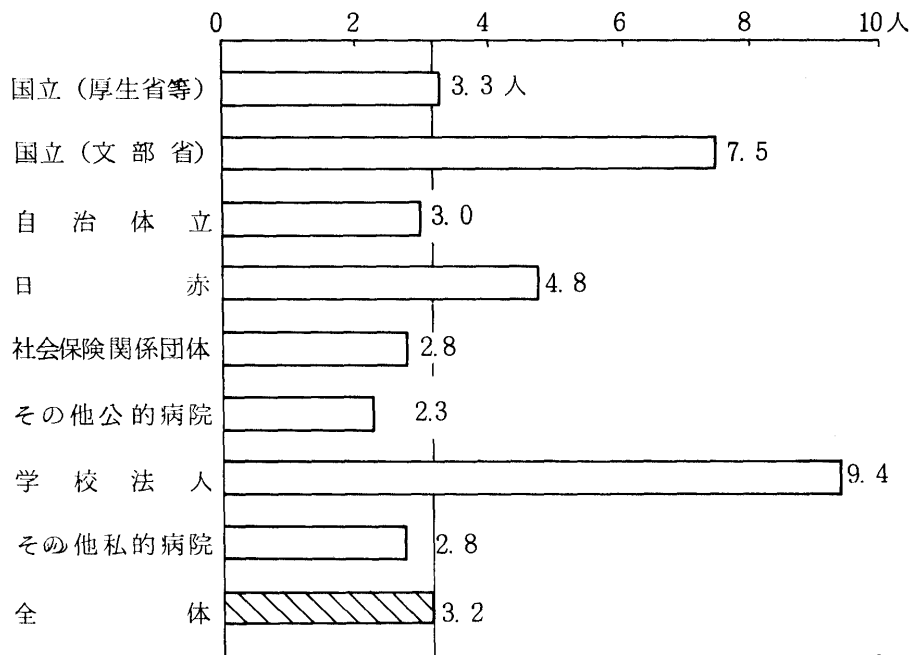
産科病棟に勤務する医師についてみていこう。常勤医師数は、「1~4人」の施設の割合が最も大きく、8割以上を占めていた〔図Ⅱ-12〕。

平均常勤医師数は、3.2人であった。

設置主体別に平均常勤医師数をみると「学校法人」「国立(文部省)」では、それぞれ、9.4人、7.5人ときわだって多い。平均常勤医師数が少ない施設は、「社会保険関係団体」「その他公的病院」「その他私的病院」であった〔図Ⅱ-13〕。



〔図Ⅱ-12〕常勤医師数 (単位%)



〔図Ⅱ-13〕 設置主体別平均常勤医師数

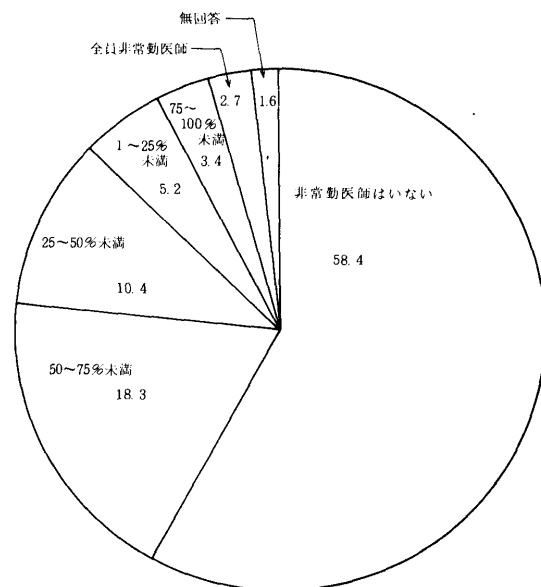
また、非常勤医師についてみると、58.4%の施設には、非常勤医師はいなかった。全員非常勤医師であてている施設が2.7%あった〔図Ⅱ-14〕

(5) 看護体制

これまでに述べてきたような産科病棟の状況で、産科看護要員が、産科看護業務をどのような看護体制で行なっているかについてみていこう。

まず、看護体制であるが、「機能別看護」をとっている施設の比率が最も高く28.1%であった。「チーム・ナースング制看護」をとっているところは、21.6%であった。また「チーム・ナースング制をとっているが実質は機能別看護である」という施設が23.2%もあった。

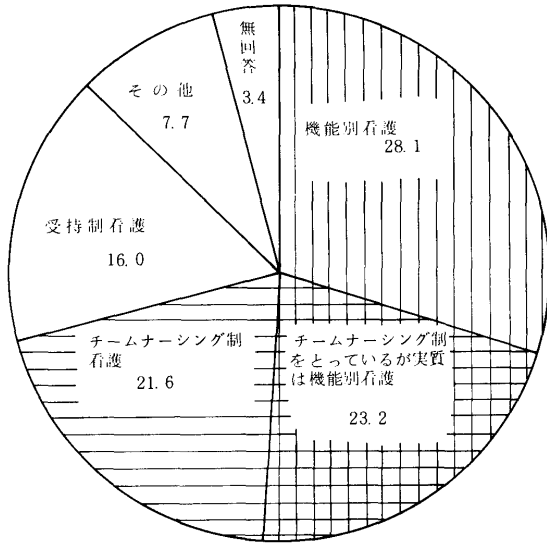
このことから、タテマエをみれば、全施設の45%近くが一応「チーム・ナースング制看護」をと



〔図Ⅱ-14〕 非常勤医師数の割合(単位%)

っていることになる。ところが、実質は51.2%の施設が、「機能別看護」を行っている。

なお「受持制看護」をおこなっている施設は16.0%であった〔図Ⅱ-15〕。



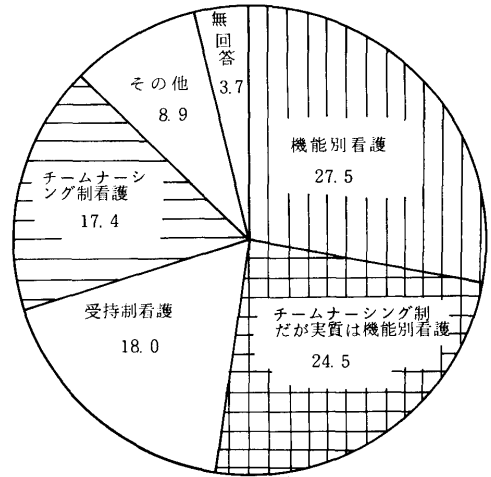
〔図Ⅱ-15〕看護体制 (単位%)

設置主体別にみると、「国立(厚生省等)」では、「機能別看護」の施設の占める割合が最も高く、59.4%だった。また、「チーム・ナースング制看護」の施設の占める割合が高いのは、「日赤」および「その他公的病院」であった。「社会保険関係団体」では、その42.7%が「チーム・ナースング制をとっているが実質は機能別看護である」という施設であった〔図Ⅱ-16〕。

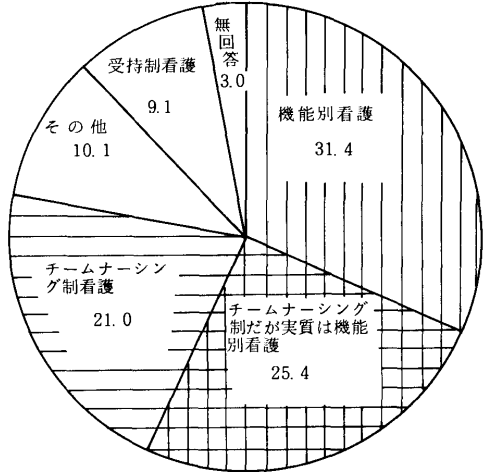
産科の業務を扱う産科病棟では、他の病棟と比較してチーム・ナースング制看護をとりやすく、実質的な機能別看護をおこなっているところが多いと思われる。

産科が他科の病棟といっしょになっている「混合病棟」では、チーム・ナースング制看護が29.8%と高くなっている。一般病棟の看護体制に近くなっているのではないと思われる〔図Ⅱ-17〕。

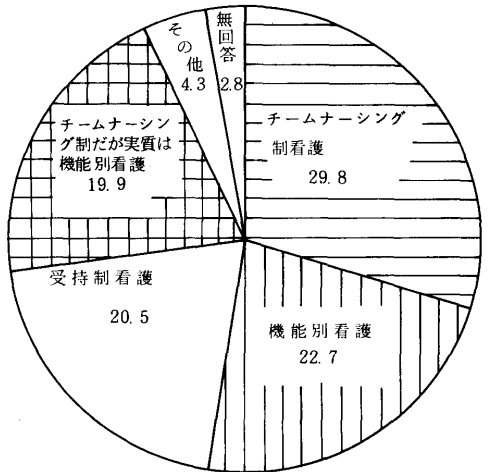
産科独立病棟



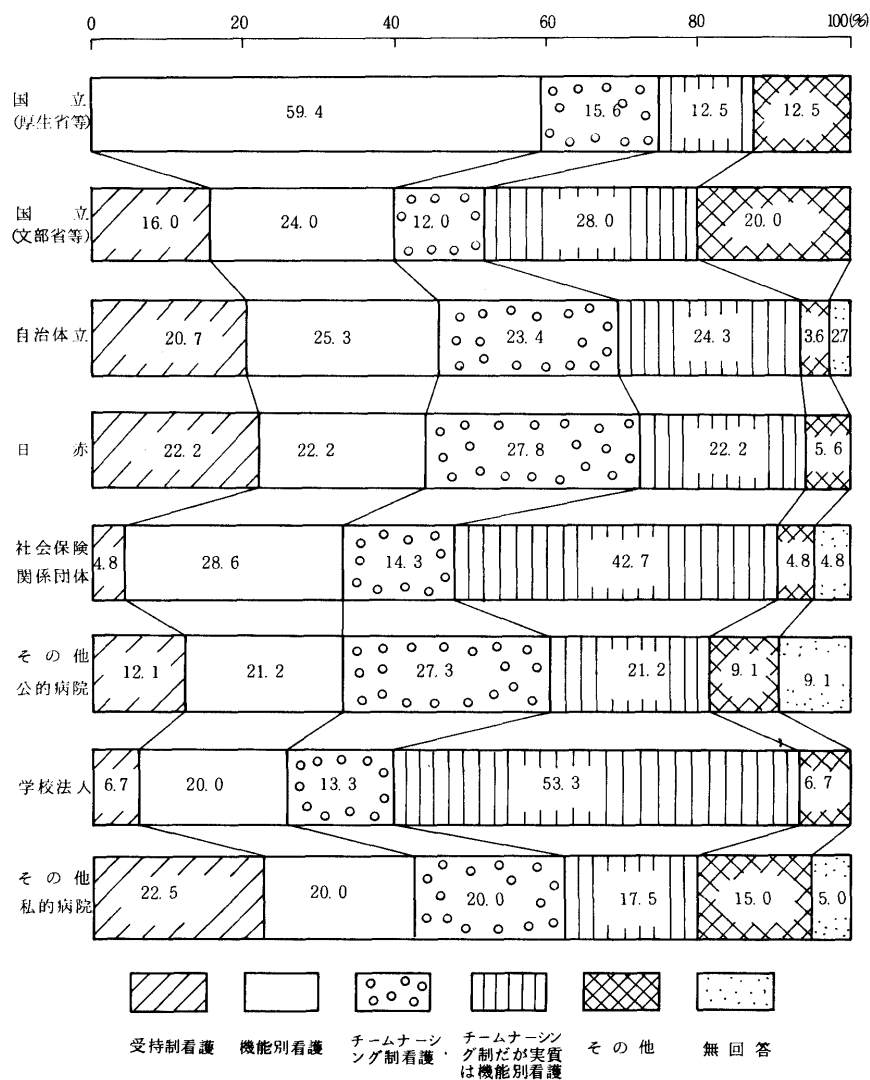
産婦人科病棟



混合病棟



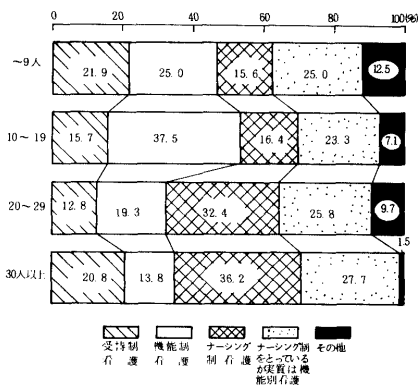
〔図Ⅱ-17〕産科看護単位の構成別看護体制(単位%)



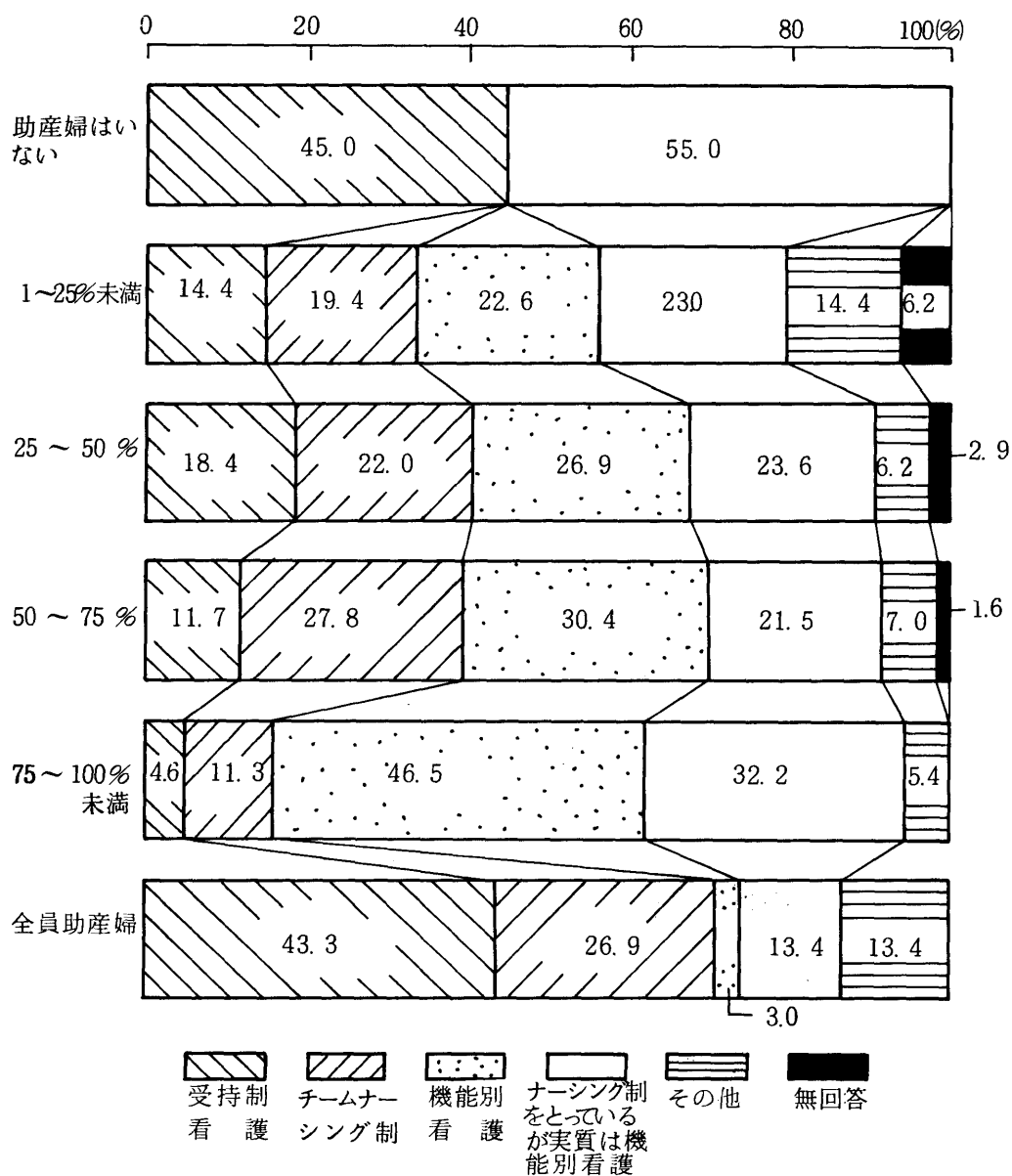
〔図Ⅱ-16〕 設置主体別看護体制

看護要員総数と看護体制の関係をみると、「チーム・ナースング制看護」は、20人以上の施設に多かった。看護要員総数が20人未満の施設では、「受持制看護」及び「機能別看護」をとっている比率が高い〔図Ⅱ-18〕。

また、産科看護要員中の助産婦の割合別に看護体制をみると〔図Ⅱ-19〕のとおりである。



〔図Ⅱ-18〕 産科看護要員総数別看護体制



〔図Ⅱ-19〕産科看護要員中の助産婦の割合別看護体制

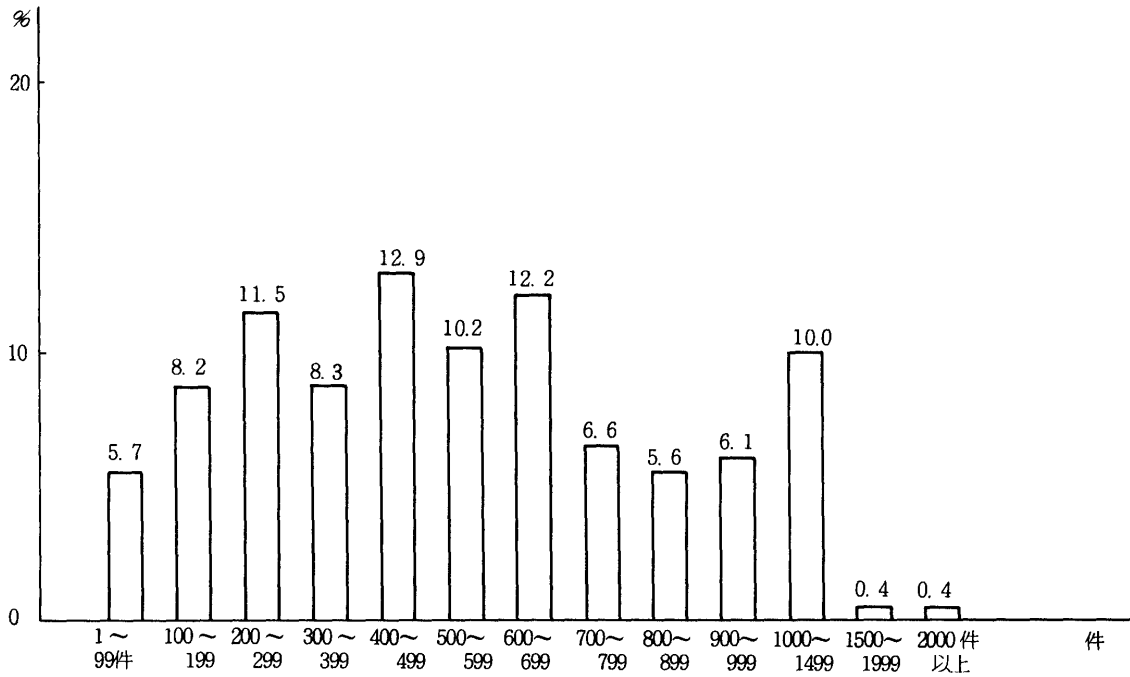
2. 分娩の取り扱い状況

(1) 年間分娩件数

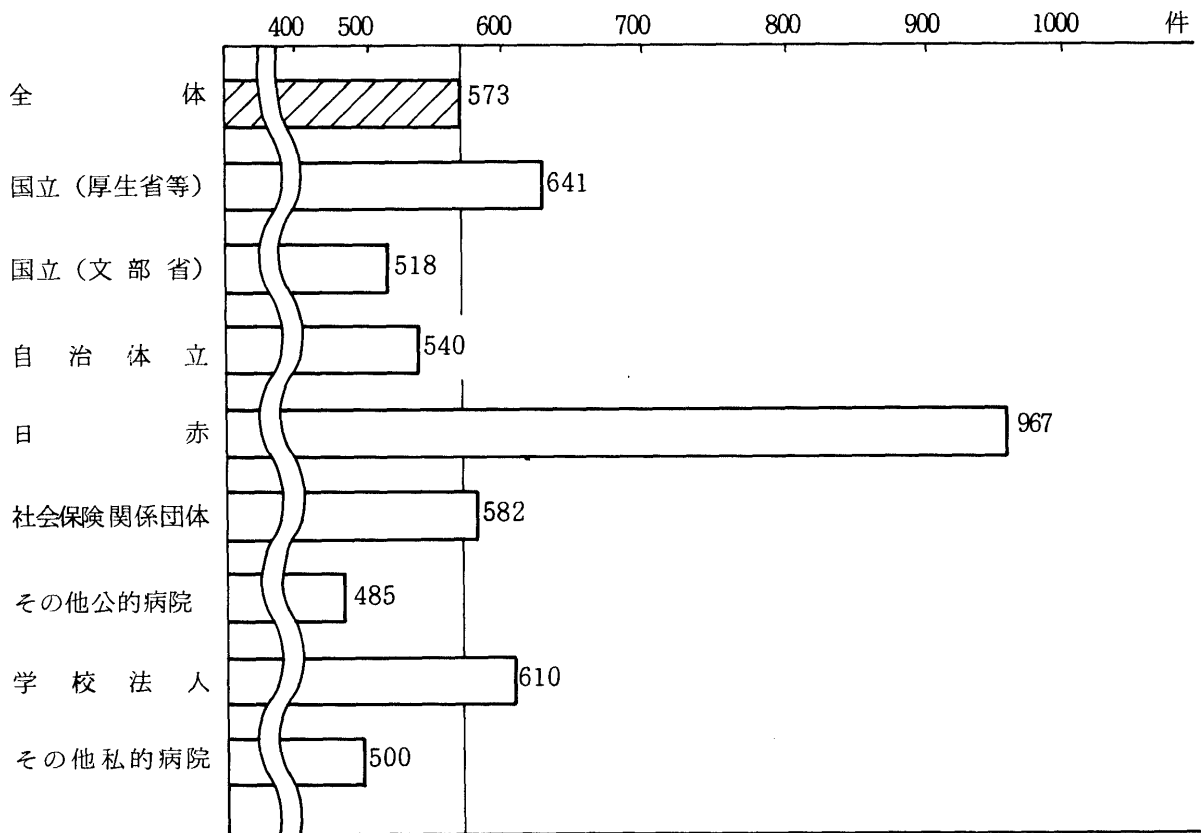
調査対象施設の扱った、年間分娩件数についてみていこう。なお、今回の調査では、分娩件数は妊娠8ヶ月以降のものとした。昭和51年の年間分娩件数については「400~499件」の占める割合が最も高く、12.9%であった〔図Ⅱ-20〕。

1施設当り平均年間分娩件数は、573件であった。

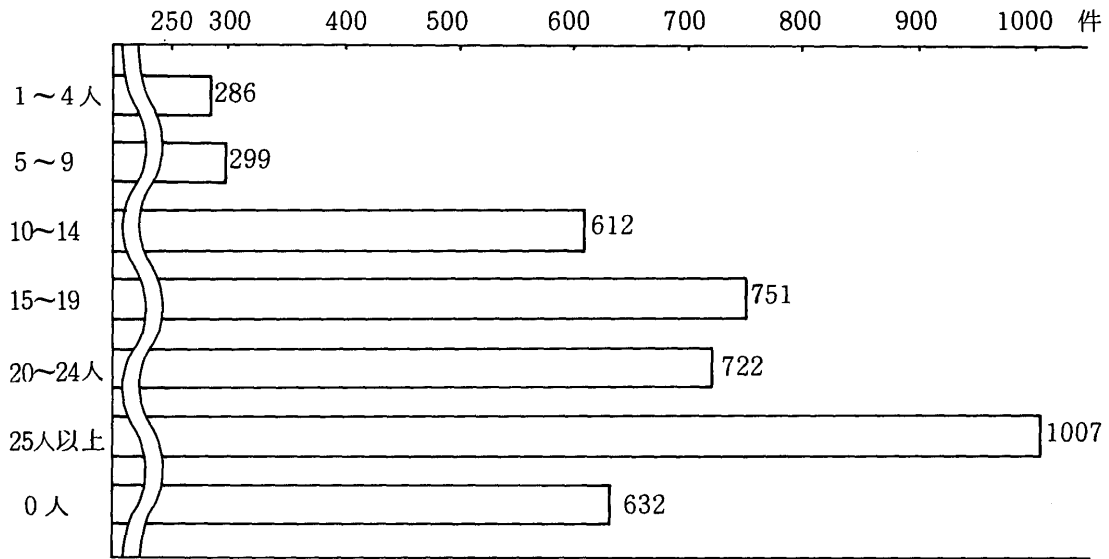
設置主体別に平均年間分娩件数をみると、「日赤」は、平均年間分娩件数が967件と、他の施設をしのぐ多さであった。「その他公的病院」「その他私的病院」「国立（文部省）」は、平均年間分娩件数がいずれも少なかった〔図Ⅱ-21〕。



〔図Ⅱ-20〕年間分娩件数（昭和51年）



〔図Ⅱ-21〕設置主体別平均年間分娩件数



〔図Ⅱ-22〕産科助産婦数別平均年間分娩件数

助産婦数別に平均年間分娩件数をみると、助産婦数が「10～14人」になると、一挙に、平均年間分娩件数が612件に増している。「25人以上」では、1,007件であった〔図Ⅱ-22〕。

今回の調査では、全調査対象施設の産科病棟に勤務する助産婦一人あたりの平均年間分娩件数は、71.1件であった。

分娩件数と産科常勤医師数との関係では、常勤医師のいない施設の66.6%は、年間分娩件数が「300件未満」のところであった。「5～9人」「10～14人」の常勤医師をかかえる施設は、年間分娩件数が「600件以上」のところであった。

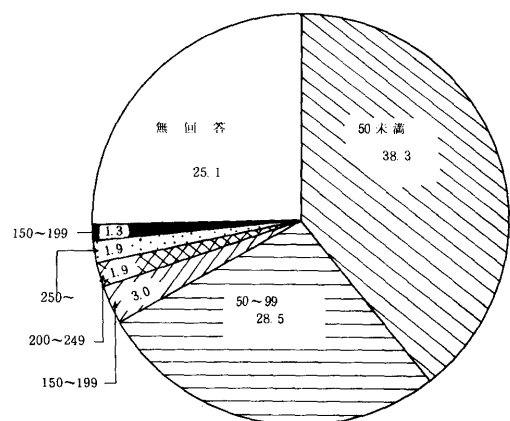
(2) 分娩件数のばらつき

医療施設において、月ごとにとり扱う分娩件数に変動があることは、産科看護単位の構成や看護要員などの体制を考えるうえで困難があるといわれている。

ここでは、月ごとの分娩件数の変動をあらわす指標として、分娩件数のばらつき(指数)を考えた。各施設に対して、昭和51年についての分娩が

最も多かった月と、最も少なかった月の分娩件数(それぞれをA、Bとする)をきいた。計算式は次のとおりである。

$$\text{分娩件数のばらつき(指数)} = \frac{(A - B)}{\text{月平均分娩件数}} \times 100$$



〔図Ⅱ-23〕分娩件数のばらつき・指数(単位%)

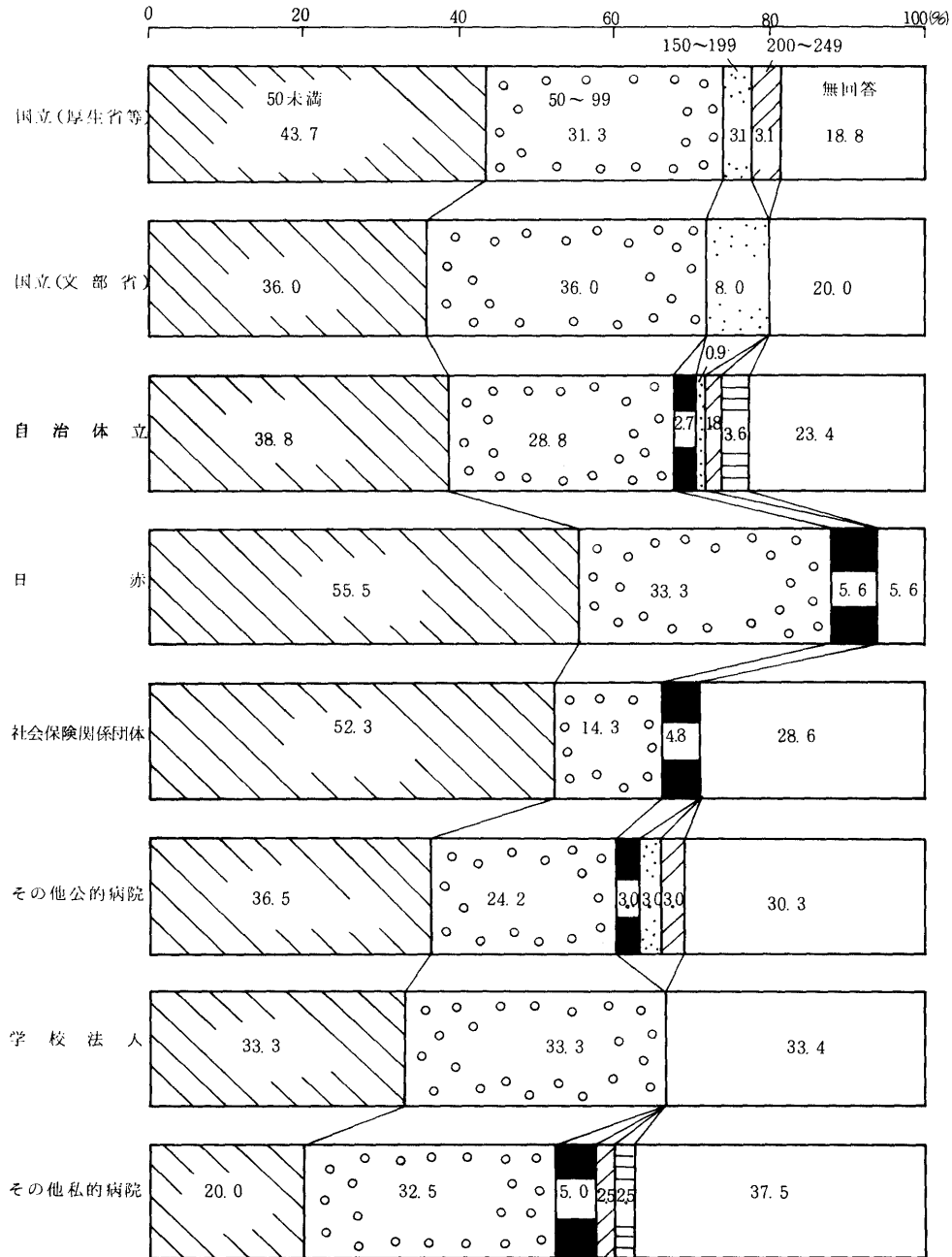
月ごとの分娩件数の最大値Aと最少値Bの差が月平均分娩件数より小さい、つまり分娩件数のばらつきが少ない施設（指数100未満）は、全施設の66.8%であった〔図Ⅱ-23〕。

これを設置主体別にみると、「国立(厚生省等)」、「国立(文部省)」、「日赤」は月ごとの分娩件数のばらつきが少なく、分娩件数が一定していた〔

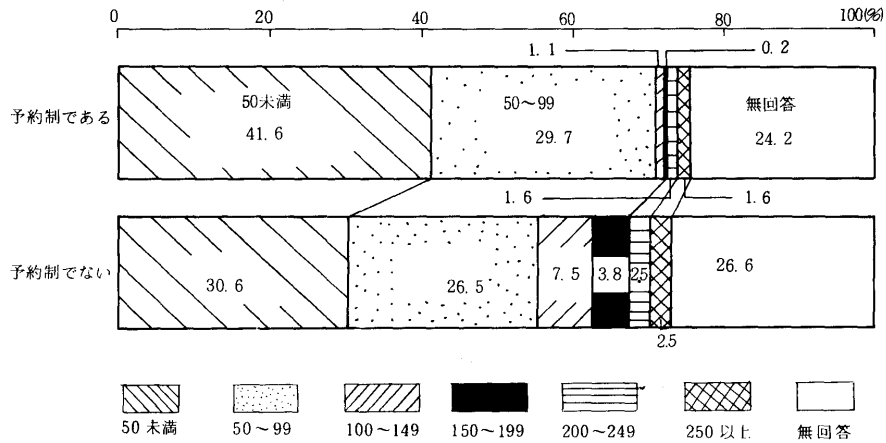
図Ⅱ-24〕。

また、分娩入院予約制の有無別にみた時、予約制である施設では明らかに、分娩件数のばらつきが少なくなっていた〔図Ⅱ-25〕。

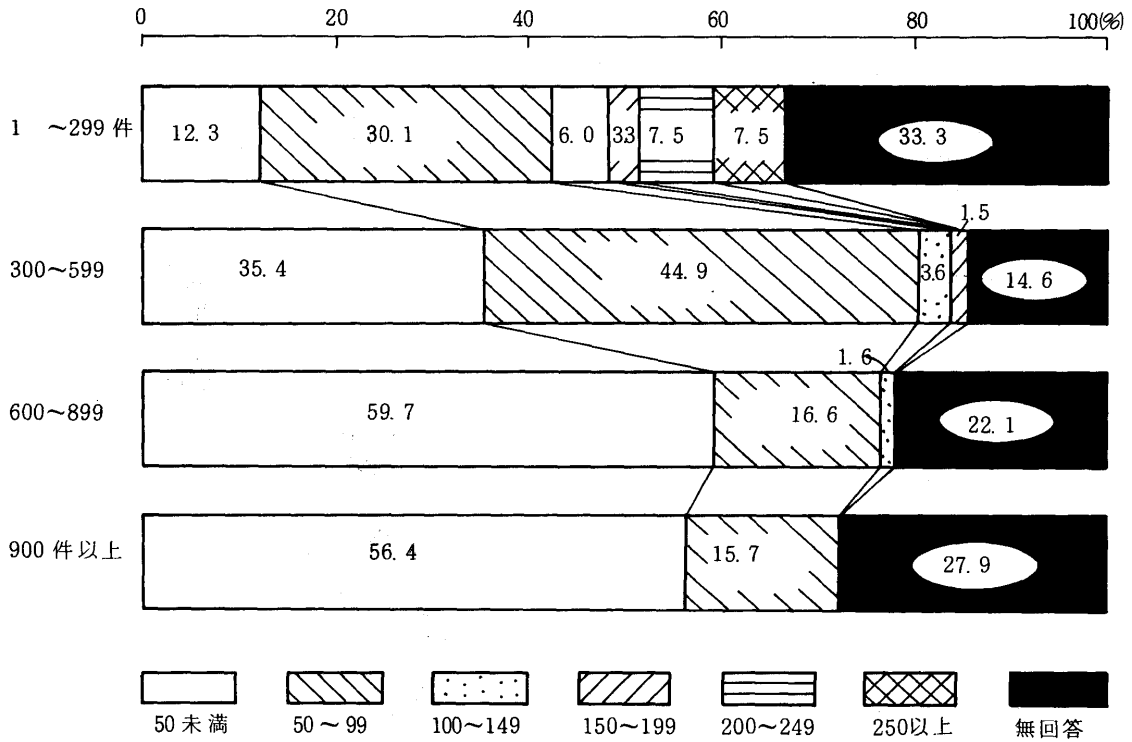
月ごとの分娩件数のばらつきは、年間分娩件数別にみると、「300件未満」の施設で大きかった〔図Ⅱ-26〕。



〔図Ⅱ-24〕 設置主体別分娩件数のばらつき（指数）



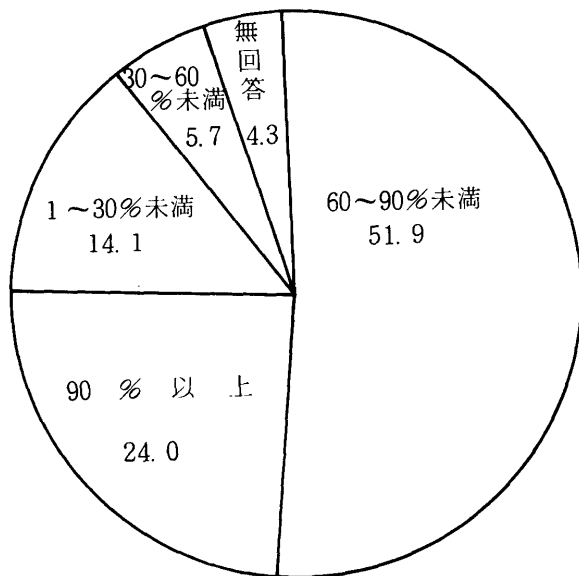
〔図Ⅱ-25〕分娩入院予約制別分娩件数のばらつき（指数）



〔図Ⅱ-26〕年間分娩件数別分娩件数のばらつき（指数）

(3) 正常分娩の占める割合
 年間分娩件数のうち、正常分娩の占める割合をきいた。
 全施設の75.9%が、正常分娩の占める割合が6割以上であった〔図Ⅱ-27〕。

ここでいう正常分娩とは、調査票では“いわゆる正常分娩”ということばを用いて、その解釈は記入者である産科病棟婦長に依った。したがって“いわゆる正常分娩”の範囲の受けとり方には、記入者により差がある。



〔図Ⅱ-27〕 正常分娩の割合 (単位数%)

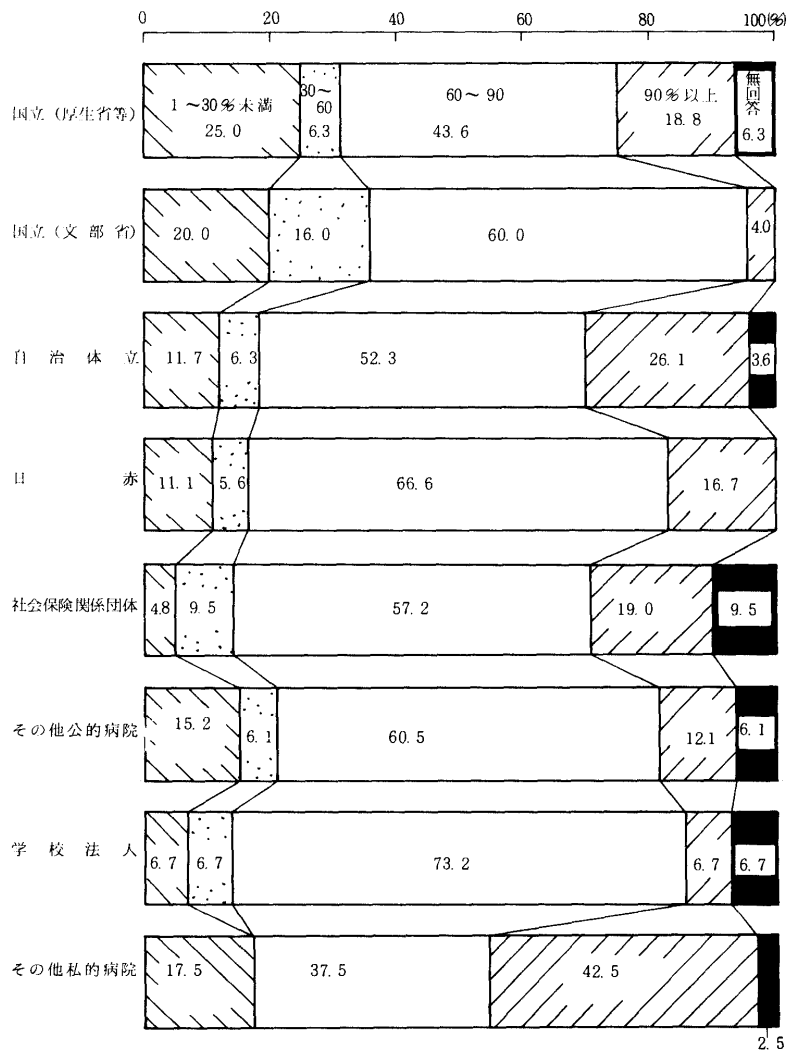
正常分娩の占める割合を、設置主体別にみると、「国立(厚生省等)」、「国立(文部省)」に正常分娩の割合が30%未満であるという施設が20%以上あった〔図Ⅱ-28〕。

(4) 正常分娩介助者

正常分娩介助者について昼夜別にみた。昼夜とも、「助産婦のみ」で正常分娩介助をしている施設が、一番多かった〔表Ⅱ-3〕。

職種別に正常分娩にかかわっている施設の比率をみてみた。

「医師」は62.6% (夜間58.7%)、「助産婦」



〔図Ⅱ-28〕 設置主体別正常分娩の割合

は96.3%（夜間93.7%）の施設で正常分娩介助にかかわっていた。

設置主体利にみても、医師が正常分娩にかかわる施設の比率は、「その他私的病院」75.0%、「学校法人」73.3%、「社会保険関係団体」71.4%と高率を示しているが、「国立（厚生省等）」では46.9%であった。また、昼・夜で医師が正常分娩にかかわる施設の比率に差がないのは、「社会

保険関係団体」「その他私的病院」のみで、その他はいずれも夜になるとその比率は減っている。

また、助産婦が正常分娩にかかわる施設の比率は、「日赤」100%をはじめとして、「国立（厚生省等）」「社会保険関係団体」は高率を示し、いずれも昼夜の差はなかった。しかし、それ以外の設置主体の施設では、夜間の比率が低くなっていた。助産婦が正常分娩にかかわる施設の比率が最も低かったのは、「学校法人」で、昼80.0%、夜66.7%であった〔表Ⅱ-4〕。

〔表Ⅱ-3〕正常分娩介助者（昼・夜）

	昼	夜
助産婦のみ	35.0%	36.2%
医師と助産婦	30.9	27.3
医師と助産婦と他の看護要員	28.5	27.3
助産婦と他の看護要員	1.9	3.0
医師のみ	2.4	2.4
医師と助産婦以外の看護要員	0.8	1.6
無回答	0.5	2.2

3. 出産をめぐる施設の方針

(1) 分娩入院予約制

分娩のための入院に予約制を実施している施設は、全体の69.0%であった。これを設置主体別にみると、「その他公的病院」「自治体立」においてその実施率が低くなる。これに反して、「国立（文部省）」では88.0%、「国立（厚生省等）」では81.2%と、8割以上の施設が分娩入院の予

〔表Ⅱ-4〕設置主体別正常分娩介助にかかわる比率（昼・夜） (%)

設置主体	医 師		助 産 婦		他の看護要員	
	昼	夜	昼	夜	昼	夜
国立（厚生省等）	46.9	43.8	96.9	96.9	15.6	15.6
国立（文部省）	68.0	64.0	96.0	92.0	12.0	12.0
自治体立	57.7	51.4	98.2	96.4	30.6	34.2
日 赤	66.7	61.1	100.0	100.0	16.7	16.7
社会保険関係団体	71.4	71.4	95.2	95.2	33.3	23.8
その他公的病院	69.7	66.7	97.0	87.9	36.3	36.3
学 校 法 人	73.3	66.7	80.0	66.7	20.0	20.0
その他私的病院	75.0	75.0	90.0	87.5	50.0	50.0
全 体	62.6	58.7	96.3	93.7	31.2	32.0

約制を実施していた〔図Ⅱ-29〕。

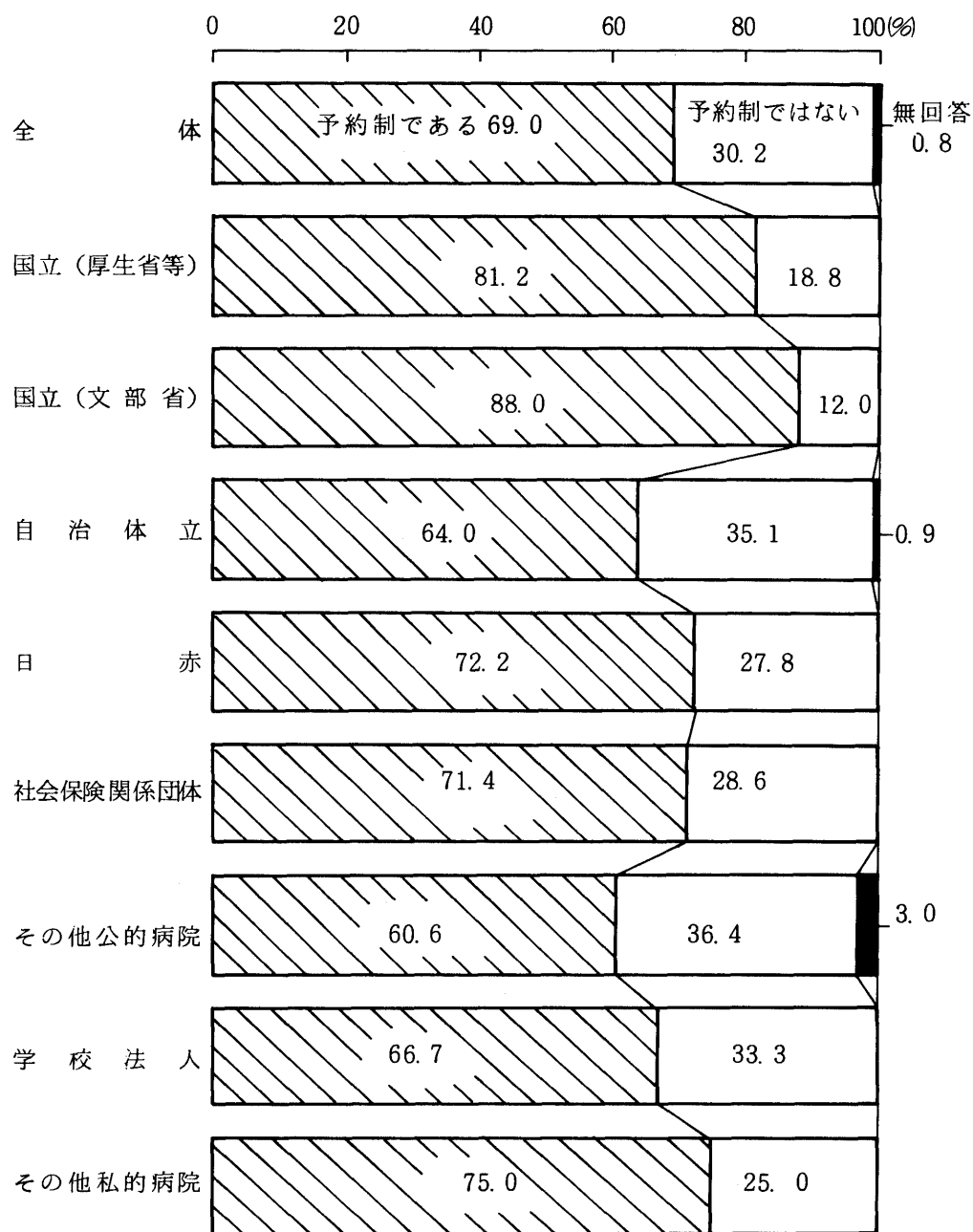
今回の調査では、総合病院の分娩入院予約制の実施率は75.8%であった。昭和43年の時点ではそれは60.7%であった。その実施がひろまっている。

産科看護単位の構成別にみた場合、やはり混合病棟の場合は、予約制をとりにくいという結果が

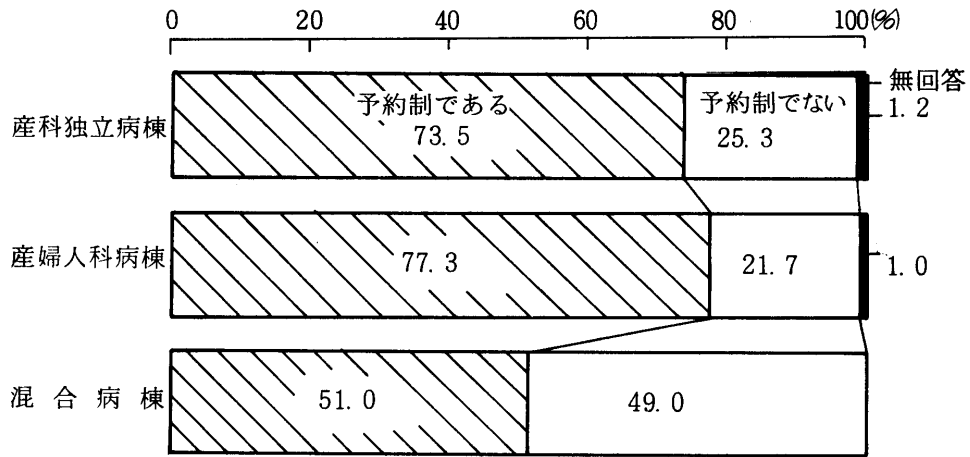
でていた〔図Ⅱ-30〕。

(2) 施設の分娩方針

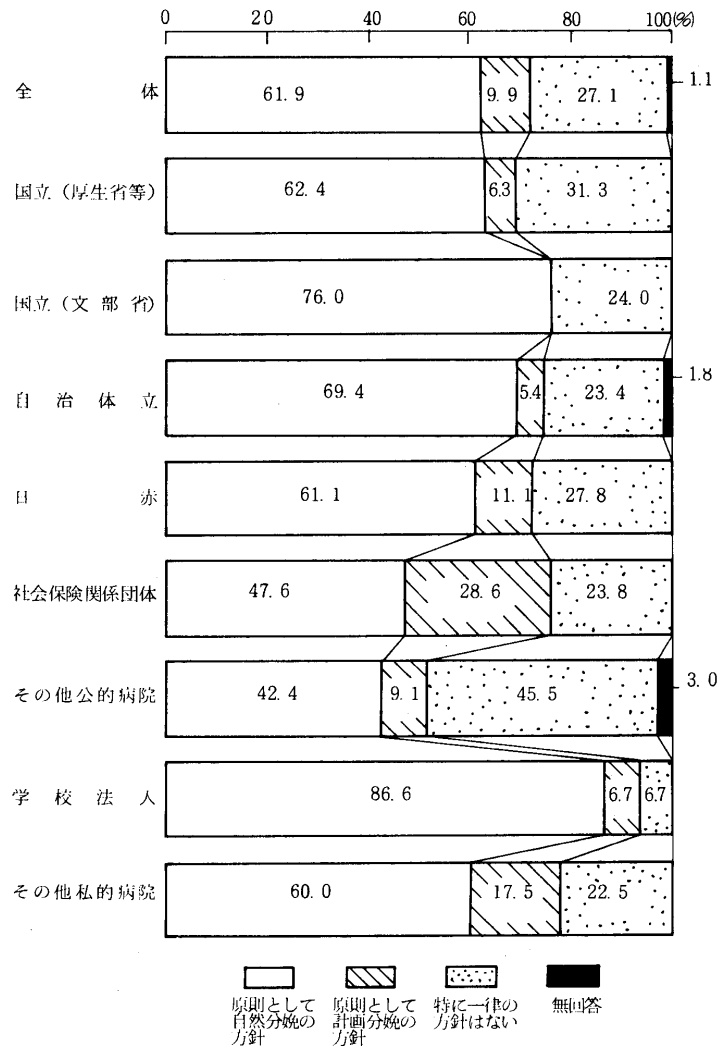
調査対象施設の分娩方法の方針についてきいた。「原則として自然分娩の方針」をとっている施設が61.9%、「原則として計画分娩の方針」をとっている施設が9.9%、「一律の方針はない」という施設が27.1%という結果であった。



〔図Ⅱ-29〕 設置主体別分娩のための入院予約制



〔図Ⅱ-30〕産科看護単位の構成別分娩入院予約制



〔図Ⅱ-31〕設置主体別分娩方針

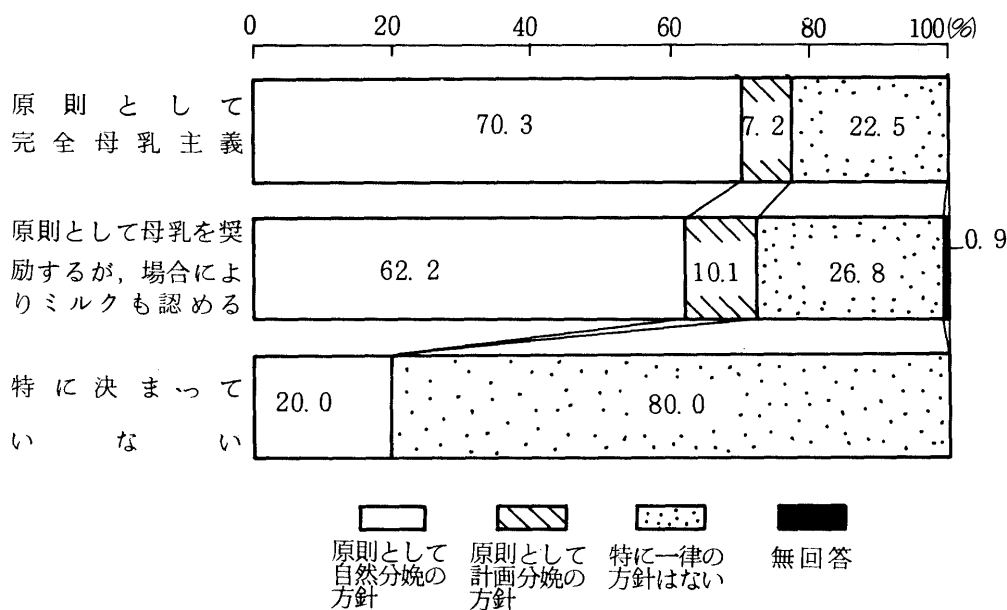
実際に正常分娩介助を行なっている職種との関連をみると医師が正常分娩介助を行なっている施設では、助産婦だけで行なう施設に比べ、「原則として計画分娩の方針」をとる施設がやや多くて約12%あった。

設置主体別にみると、「国立（文部省）」「学校法人」において、「自然分娩」の方針がめだつ。「計画分娩」は「社会保険関係団体」で一番多か

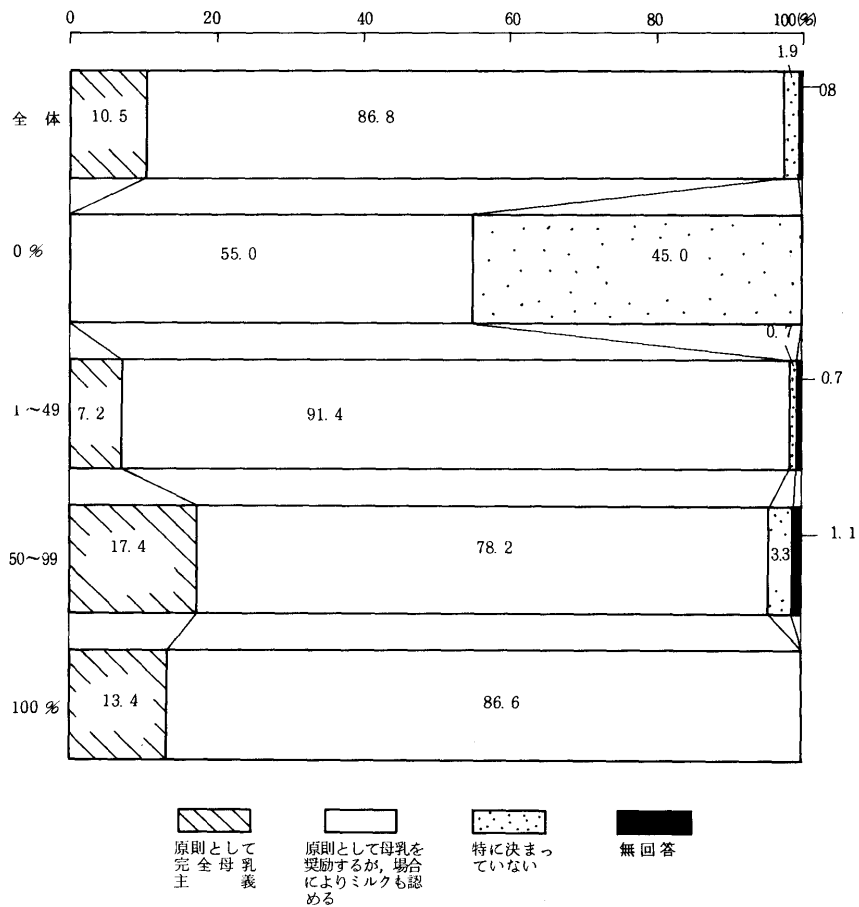
った。「その他公的病院」では「一律の方針がない」施設が半数あった〔図Ⅱ-31〕。

出産をめぐる施設の方針の相互関連をみた。

新生児の授乳方針別に分娩方針をみると、ミルクを使わない「完全母乳主義」の施設では、「原則として自然分娩の方針」の割合が高い。〔図Ⅱ-32〕。



〔図Ⅱ-32〕 授乳方針別分娩方針



〔図Ⅱ-33〕 助産婦の割合別授乳方針

(3) 新生児の授乳方針

調査対象施設の1割が、ミルクを使わない「完全母乳主義」をとっている。「原則として母が、奨励するが、場合によりミルクも認める」という方針の施設は86.8%であった。

医療施設の産科看護要員中の助産婦の占める割合別に、施設の授乳方針をみた。助産婦がまったくいない施設では、「完全母乳主義」の施設はなく、その約半数が「特に決っていない」施設であった〔図Ⅱ-33〕。

4. 助産婦等の看護サービスの概況

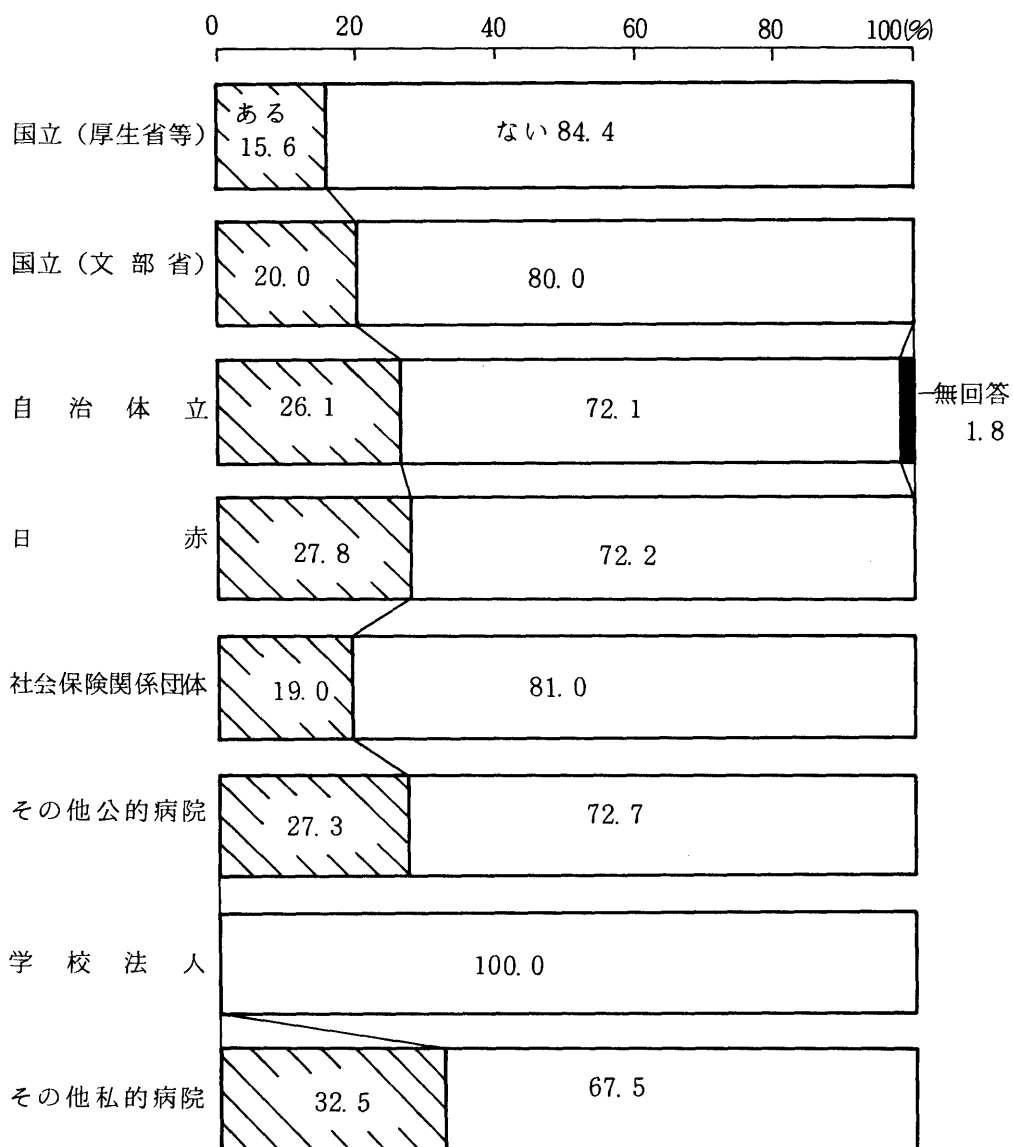
産科病棟で、助産婦や他の看護要員は妊産婦に対してどのような看護サービスを行なっているのかその概況をみた。

(1) 助産婦外来

各施設で、「助産婦外来」があるかどうかをきいた。ここでは「助産婦外来」を、正常妊産婦の診察と保健指導を助産婦が行なうこととした。

全施設のなかで「助産婦外来」がある施設の割合は、25.1%であった。

設置主体別にみた時、「その他私的病院」に「助産婦外来」を持つ施設が多かった。「学校法人」



〔図Ⅱ-34〕 設置主体別助産婦外来の有無

では、「助産婦外来」をもつ施設は全くなかった〔図Ⅱ-34〕。

(2) 母親学級

妊産婦に対する保健指導を代表するものとして、母親学級の開催状況をきいた。

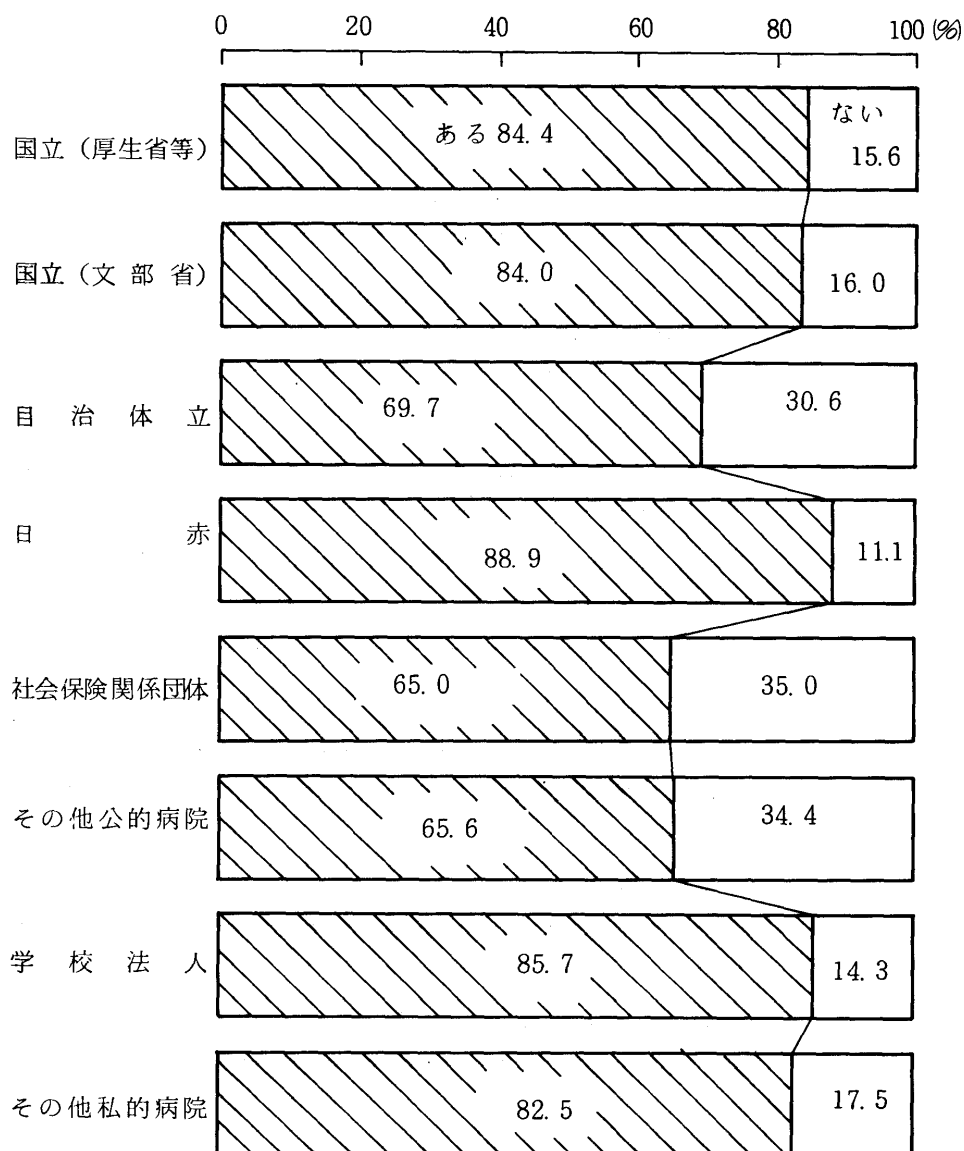
今回の調査では、母親学級を持つ施設の割合は72.9%であった。

昭和43年の調査によれば、母親学級を開催している施設の割合（総合病院のみ）は45.4%であ

た。約10年の経過で、母親学級の開催状況は、著しい伸びを示している。

今回の調査で 設置主体別にみても、「日赤」が88.9%と母親学級を持つ施設の割合が一番高く、「学校法人」85.7%、「国立（厚生省等）」84.4%、「国立（文部省）」84.0%とつづいている。一方、「社会保険関係団体」では65.0%と最も低かった〔図Ⅱ-35〕。

また、母親学級の開催状況と看護要員総数、年



〔図Ⅱ-35〕 設置主体別母親学級の有無

間分娩件数の関係を見た。

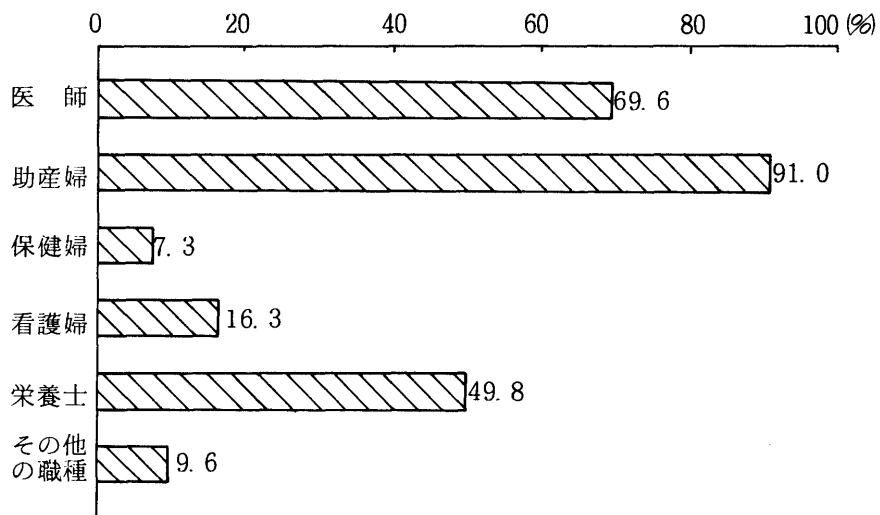
看護要員数別では「10人」、年間分娩件数では「300件」を境に、それ以下の施設では母親学級を持つ施設の割合は急減している。このことから、母親学級の開催のためには、看護要員も、対象となる妊産婦もある一定量が必要とされると思われる。

では、母親学級のスタッフとしてどのような職種が参加しているかをみた。

助産婦は91.0%の施設で参加しており、最も高かった。次に医師が69.6%、栄養士49.8%と続いている〔図Ⅱ-36〕。現状では、助産婦は母親学級のスタッフとして中心的な位置を占めているといえよう。

設置主体別にみると、「国立(文部省)」「日赤」「社会保険関係団体」では全施設において助産婦が母親学級のスタッフとして参加している。

「その他公的病院」では76.2%でしかなか



〔図Ⅱ－36〕 各職種の母親学級への参加率

〔表Ⅱ－5〕 設置主体別各職種の母親学級への参加率 (%)

設置主体 \ 職種	医師	助産婦	保健婦	看護婦	栄養士	その他の職種
国立(厚生省等)	74.1	92.6	0.0	33.3	59.3	14.8
国立(文部省)	57.1	100.0	0.0	9.5	47.6	4.8
自治体立	68.9	91.9	10.8	14.9	41.9	2.7
日赤	68.8	100.0	6.3	6.3	62.5	18.8
社会保険関係団体	84.6	100.0	0.0	0.0	61.5	7.7
その他公的病院	71.4	76.2	14.3	23.8	47.6	14.3
学校法人	91.7	91.7	0.0	25.0	75.0	8.3
その他私的病院	60.6	87.9	6.1	12.1	48.5	15.2

た。

母親学級のスタッフとして医師が参加している施設は、「国立(文部省)」では57.1%しかなかった。これに対して、「学校法人」「社会保険関係団体」では、91.7%、84.6%の施設で医師の参加があった。

栄養士が母親学級のスタッフとして参加している施設の割合は、「学校法人」「日赤」「社会保

険関係団体」で、75.0%、62.5%、61.5%とかわだって高かった〔表Ⅱ－5〕。

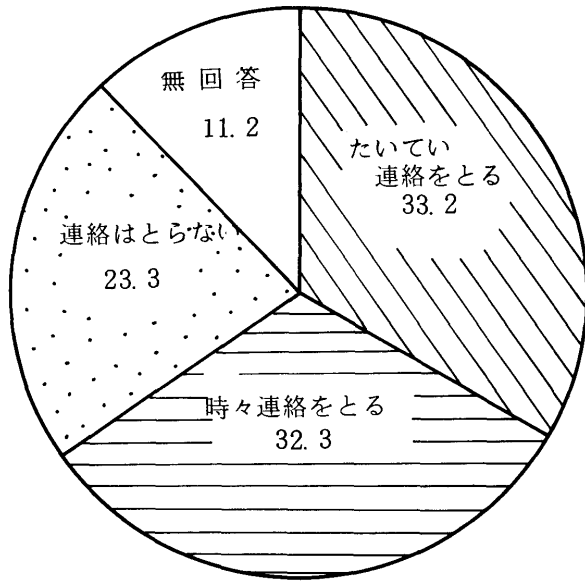
(3) 退院時連絡

一医療施設が妊産褥婦のいる地域の保健医療サービス機関と、どの程度連携がとれているかをみてみた。

問題をかかえた褥婦や新生児が退院をする時、看護上の継続のため他の保健医療施設などと連絡

をとっているかという質問を行なった。

この質問に対して、「たいてい連絡をとる」と

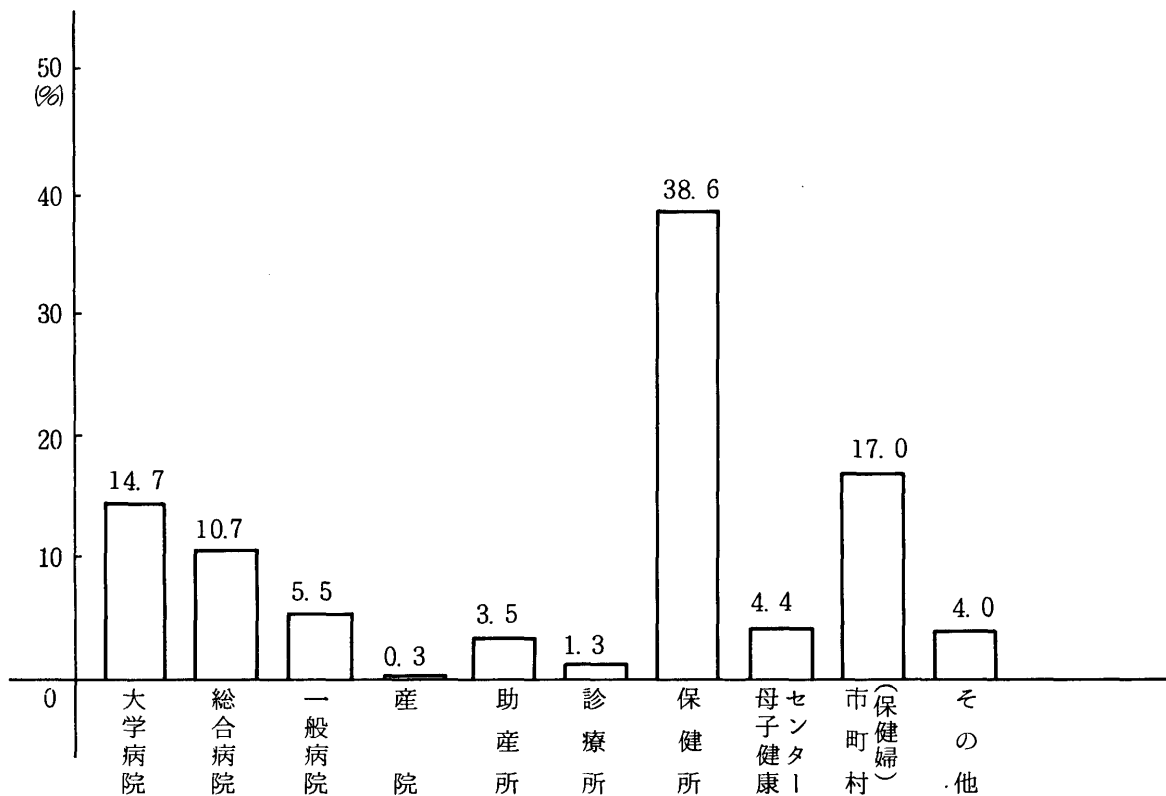


〔図Ⅱ-37〕 退院時連絡の有無 (単位%)

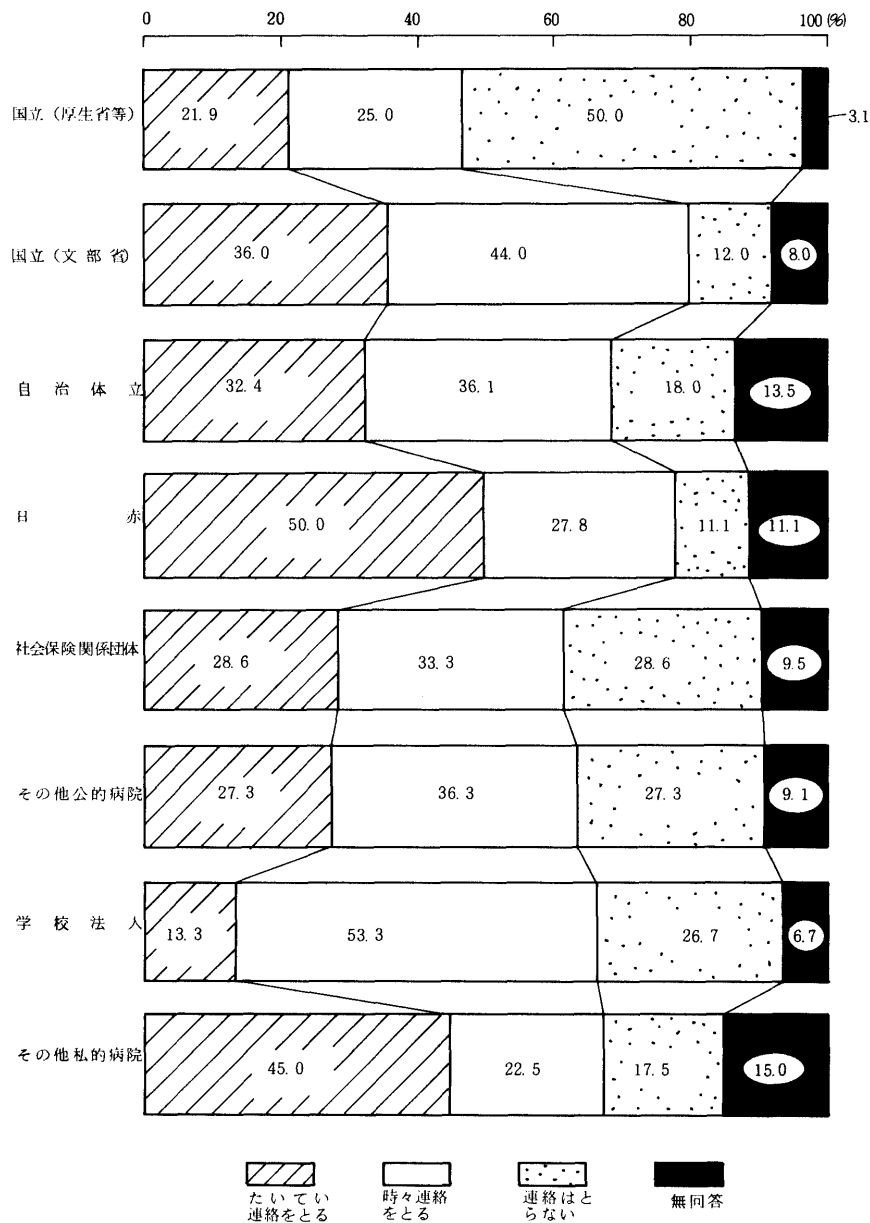
いう施設は 33.2%、「時々連絡をとる」という施設は 32.3%で、65.5%の施設が、程度の差はあれ、連絡をとっていた〔図Ⅱ-37〕。

設置主体別にみると、連絡をとるという施設の比率が高かったのは、「日赤」77.8%、「国立(文部省)」80.0%であった。「国立(厚生省等)」では、連絡を全くとらない施設が 50.0%あった〔図Ⅱ-38〕。

連絡をとる先の保健医療施設を3つまで答えてもらったところ、「保健所」と連絡をとる施設が 38.6%と高く、次に「市町村(保健婦)」「大学病院」と連絡をとる施設が多かった〔図Ⅱ-39〕。



〔図Ⅱ-39〕 退院時連絡先 (複数回答)



〔図Ⅱ-38〕 設置主体別退院時連絡の有無

注

1) この調査は、昭和43年に「病院要覧」（1969年版 厚生省医務局編集）掲載の総合病院955施設を対象にし、回答が寄せられた523施設を集計したものである。調査対象ならびに調査方法から考えて、今回の調査と比較可能と、判断した。

2) 施設の年間分娩件数（8か月以降）の総数を産科病棟勤務の助産婦総数で除したものである。実際に助産婦が介助した分娩件数とはややずれるが、大きな違いはないと考えられる。